

平成14年3月7日(木曜日)第1回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六市	長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
石川猛	水道事業所長補佐	佐藤政悦	病院長
那須義行	病院事務長	保科弘治	教育長
芳賀友幸	管理課長	草苺和男	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	真木憲一	事務局長

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成14年3月第1回定例会

議事日程第3号

平成14年3月7日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成14年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成14年3月7日(木)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答弁者
9	全国都市緑化やまがたフェア '02	公式行事への市民参加について リピーター対策について ナイトイベントについて 特別催事について 市職員の役割について	19番 松田伸一	市 長
10	児童・幼児教育について	家庭での指導について 地域での教育について		教育委員長
11	農政の緊急課題について	新年度からの狂牛病対策の考え方について 酪農家、畜産農家の損害額の調査とその後の対応について 滞留している老廃牛の対策について 家畜排出物処理法の猶予期間が間近に迫っているが、酪農家、畜産農家への支援計画について	2番 松田 孝	市 長
12	少人数学級実施について	新年度から始まる少人数学級の教室数の確保と2003年以降の対応について		教育委員長
13	福祉のまちづくりについて	公民館のバリアフリー化と誰にもやさしい施設整備の推進について		教育委員長
14	国民健康保険制度の問題点と市の対応について	応能、応益割合の平準化について 低所得者対策について	22番 遠藤聖作	市 長
15	薬価について	市立病院の薬価について		市 長
16	防災対策について	防災計画について 活断層の調査について		市 長
17	学校完全週五日制実施にともなう具体的対応について	地域の受け皿は、どのように整備されているのか 部活動に対する対応はどのように考えているのか 学力低下に対する懸念についてどのように対応するのか	15番 伊藤 諭	教育委員長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐藤 清議長 日程第 1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

松田伸一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 9 番、10 番について、19 番松田伸一議員。

〔19 番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 おはようございます。

私は、間もなく開催される緑化フェアと、社会的な環境の変化に即応した児童・幼児教育に関し、市長と教育委員長に順次、質問をしてみたいと思いますので、誠意ある御回答をお願いいたします。

第 19 回全国都市緑化フェアやまがた花咲フェア '02 開催については、昨日、石川議員も質問いたしましたが、重複している点もあろうかと思いますが、私に寄せられた意見も踏まえ、お伺いさせていただきます。

緑化フェアには、多くの市民が関心と期待を寄せております。会場準備状況など、逐次、市報や「花咲ニュース」などで報じられておりますが、開催日まで日数もあと 100 余日と迫ってまいりました。

準備状況などについて、一般市民の関心も高まっておりますので、これまでの準備状況や今後の進め具合など質問と提言をしてみたいと思いますので、市長の考えをお聞かせをお願いいたします。

今回は、寒河江市と新庄市を主会場にして開催されますが、58 日間、約 2 カ月にも及ぶ長期のイベントは寒河江市民にとりまして初めての経験であります。観光としても、見学にしても、国内は言うに及ばず、世界各国からの来訪が期待されております。

昨年、行われました金沢の資料が入手できませんでしたが、過去 17 回の開催では、東京、大阪とは別にしても、一日当たりの入場者数を見ますと、少ないところでは、第 15 回の新潟市と新津市の両市で開催した 79 日間で 98 万人、新津市の鳥屋野潟公園と、新潟市の新潟県都市緑化植物園で両方で半分ずつ受け持ったとしても、1 日平均約 6,000 人近くに達しております。

ピーク時は、3 倍から 4 倍と考えれば寒河江市でも、1 日当たりの入場者数を最大で 2 万人前後に想定しなければならぬと考えます。

今回、山形県で開催される緑化フェアは、入場料無料という特徴があります。この特別な配慮は、近郊の人たちから何度となく会場に足を運んでいただきたいという願いがあるものと思います。

それに、遠くからおいでいただいた方にも緑化フェアの開催趣旨からしても、何日か滞在して、会場に訪問してもらいたいものと思います。

市民の願いとしては、この催しが成功裏に最終日を迎えることを願わない人はいないはずですが、成功に導くためには、市民一人ひとりが具体的にどんな役割を担えばよいのか、市民みずから主体的に行動することはもちろんですが、開会式のような公式な式典などに、一般の人もどの程度参加できるのか考えておられる方も多いのではないのでしょうか。

例えば、市民だけの 10 日前プレ開会式とか、子供を中心とした祭りのイベントとか、最後には「さよなら」とか「ありがとう」などを含めた、市民が気軽に参加できる公式行事が、寒河江市独自で実行できる企画を立てていられることが可能なものを含め、幾つかお尋ねいたします。

まず最初に、公式な行事に市民がどの程度の参加を見込んでいるのかお尋ねします

2 番のリピーターについてですが、単なる樹木や花などの展示物であったり、飾り物を並べたりするのではないのが、この緑化フェアであります。訪れるたびに新鮮さを味わえる企画が必要であり、娯楽性も求められるものと思います。

このようなことがリピーターへの心配りであり、歌い手など準備されているものもありますが、現在、考えているリピーターに対する対応と、それらの内容も市民や訪れようとしている人たちにできるだけ早く伝える必要があるのではと考えますが、広報の方法などもあわせ、お尋ねいたします。

3番のナイトイベントの企画があるのかどうか、お尋ねします。

開催期間が雨期から夏期にかけてとありますが、特に寒河江市のような内陸部は、雨期と夏期は湿度が高くなり、夜間の涼しさは格別な感じがあります。こんな場合の夜間のイベントも用意されていると思いますが、どの程度の期間、どのようなものが計画されているのか、お尋ねいたします。

4番の特別催事ですが、私の考えている特別な行事とは、緑化フェア開催期間中に、来年度開催される国民文化祭のプレイベントの準備も始まっているものと考えます。このような機会を逃さず活かすことも重要だと考えます。遠来のお客様への大きなプレゼントになるのではないのでしょうか。

それに、さくらんぼまつりの期間中に行われるさくらんぼ囃子のパレードとか、さくらんぼの日の式典など、一連の行事など、関連事業としてどのように扱われるのか、基本的な考えをお尋ねします。

5番の市職員の役割についてですが、これまで国体や年輪ピックなどの行事の際、職員の方々が献身的に活躍されていることは記憶に新しいことですが、これまでの行事は1週間程度で終了しておりました。このたびは長期にわたります。肉体的、精神的な疲労は比喩のものにならない大きなものがあるのではと心配しています。

もちろんさまざま手だてはしていると思いますが、日常業務も当然こなさなければなりません。特にこのごろは世界を揺るがすような思いがけない事故、事変が起きています。防災、救急対策なども含め、お尋ねいたします。

次は、教育委員長に、児童・幼児教育についてお尋ねいたします。

この件は、何度か質問しておりますので、端的にお伺いいたします。

1番の児童・幼児を家庭内で指導する場合の指導指針として、いろいろな手法で家庭教育を進められておりますが、今後、期待される家庭のあり方とか、教育委員会としての取り組み方をお尋ねします。

家庭や地域での子育てが期待されており、地域でも真剣に取り組まれておりますが、子供たちを地域で面倒を見る機運や風潮が必ずしも高くなっているとは言えません。

子供たちを地域で育てる大切さを強調して、山形県では、「大人が変われば子供も変わる」キャンペーンを大変なお金をかけ、テレビでコマーシャルを流しています。

実効のほどはわかりませんが、極端に悪くなっている事例が減少していることは確かです。地域でかかわる大人たちも、我々が育った時代と、就労形態が大きく変わっており、今の時代に即応した地域での子育て支援をどのような方法で進めようとしているのかお尋ねし、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 全国都市緑化やまがたフェアが、6月15日から8月11日まで、最上川ふるさと総合公園を主会場に開催されますが、私にとりましても、本市にとっても、県内外より寒河江、新庄両会場合わせて約50万人の来場者をお迎えする58日間の長期にわたるイベントは初めての経験でございます。

フェア開催まで、残すところ3カ月余となり、第19回全国都市緑化やまがたフェア実行委員会と寒河江市推進委員会において、県民、市民、企業、団体等の御指導、御協力を得まして、準備を進めているところでございます。

まず、最初に公式な行事に市民がどの程度の参加を見込んでいるのかの質問でございますが、緑化フェアにかかる公式行事であります。4月27日に50日前祭、6月15日に開会式、7月上旬に予定されている全国都市緑化祭及び8月11日のファイナルセレモニーがございます。

さらに、フェア期間中には緑化フェアの盛り上がりとPRを図るため、6月27・28日には、全国花のまちづくり山形大会を開催いたします。

まず、50日前祭でございますが、緑化フェア会場と最上川ふるさと総合公園のイベント広場において、子供からお年寄りの方々の多くの参加を得まして、コンサートや親子による花の植栽等、にぎやかに開催したいと考えております。

6月15日の開会式のセレモニーについてでございますが、現在の計画では、入場ゲート付近において、午前9時15分からテープカットのセレモニーを行います。このテープカットセレモニーには、本神輿や警察音楽隊からの出演協力をいただくことになっており、多くの市民の方々より参加していただいて、にぎやかに開会を祝っていただきたいと考えております。

テープカット終了後、ホテル・シンフォニー・アネックスを会場といたしまして、開会式典を開催しますが、会場の収容人数の関係で一般の市民の参加については限られることになろうかと思っております。

次に、全国都市緑化祭でございますが、催事ステージで式典を行います。式典には、皇族のほか、県内外より多くの御来賓の御臨席により開催することになりますので、催事テントの収容人数の関係で、いす席は限られますが、多くの市民の来場をいただきたいと思っております。

最後の8月11日のファイナルセレモニーでございますが、催事テント付近で寒河江会場の閉会セレモニーとアトラクションを、市民の各種団体等の参加を得まして、さくらんぼ囃子パレードと花笠音頭等を踊りながら、にぎやかに閉会したいと考えておりますので、多くの市民の方々に参加をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、リピーター対策でございますが、単に会場内を見るだけではなく、実際に花・緑に親しんでいただくため、体験型学習催事、花のやまがた学校を、花緑創造館、ハーブガーデン及び花緑催事スペースで毎日開催してまいります。

また、一度来場いただいた方も子供と一緒に来場いただけるよう、学校の夏休み期間中に子供たちが楽しみながら花と緑、自然に触れ合えるクラフト教室、自然遊びの教室など、夏休み子供自然体験クラブを開催いたします。

さらに、県実行委員会が開催するステージ催事でございますが、より多くの県民が参加し、新しい交流をつくり出す催事として、民間団体による合唱、アマチュアバンド、民謡、踊り、吹奏楽などの県民催事や、寒河江、新庄の2会場に分けて、県内の44市町村の日を設け、市町村の観光PR、文化団体や郷土芸能などを発表していただく催事や、土曜、日曜には娯楽催事として歌謡ステージなど、何かしらのステージ催事を毎日行うように計画しております。

次に、寒河江市推進委員会独自のイベントといたしましては、会場のにぎわいを醸し出すために、大道芸やフリーマーケット、おもてなし茶会、ミニSL、触れ合いコンサートの開催や、会場わきを流れる日本三大急流の最上川に、毎週土曜日、日曜日、最上川船着場を利用したホバークラフトによるミニ舟運の開催、緑化フェアブライダルなど、さまざまな独自イベントを計画しております。

ナイトイベントでございますが、寒河江市推進委員会の独自の夜間イベントといたしまして、さとう宗幸夕暮れコンサート、神輿と花火の祭典と地酒ビアガーデン、水辺の夜会など、夏の夜のイベントの準備を進めております。

これらの催事内容については、決定次第、市報等を活用して、市民の方々にお知らせしたいと考えております。また、県実行委員会では、4月からテレビ、ラジオ、新聞による宣伝、広報を計画しております。

特別催事をどのように開催するかというような御質問もございました。緑化フェアの期間中、寒河江市の日を2日間設け、観光PRとステージ催事を行います。

6月19日には、市内の小中学校14校の児童・生徒による合唱、太鼓、郷土芸能、吹奏楽等の催事の開催、7月27日には、寒河江市芸術文化協議会が中心になり、国民文化祭に出演予定している約20団体の催事を計画しております。

それから、緑化フェア会場でのさくらんぼ祭りの行事といたしましては、6月16日にさくらんぼの日の記念式典を催事ステージで開催し、同日にイベント広場でさくらんぼの種吹き飛ばし大会を開催するようになっていますが、さくらんぼ囃子パレードと大綱引き大会につきましては、緑化フェアを訪れた方より、まちの中に足を運んでいただいて、寒河江の夜を楽しんでいただくため、従来どおり中央通りでの開催にしたいと考えております。

さらに、緑化フェア関連イベントとしまして、会場外でもチェリーランドのさくらんぼ会館でさくらんぼ等の版画展とか、慈恩寺では特別展示、それからJR左沢線にトロッコ列車「風っ子号」の運行、「小さな旅」など実施してまいりたいと考えております。

また、会場内に観光案内所というものを設置いたしまして、さくらんぼもぎとり観光案内と寒河江市及び西村山各町の観光の案内を行い、緑化フェアとさくらんぼ観光、周辺観光の相乗効果を生み出してまいりたいと考えております。

市職員の役割と防災、救急対策でございますが、緑化フェアの事業の円滑な推進のため、全庁的な取り組みといたしまして、助役を本部長に市職員、西村山広域行政事務組合職員で組織する寒河江市推進本部を設置したところでございます。

推進本部は、事業ごとに四つの部会を設けまして、事業ごとに担当課を決め、準備・実行体制を整えており、推進委員会と市民の方々と一体的に事業を進めてまいりたいと考えております。

健康管理につきましては、私も特に留意してまいりたいと考えております。

防災についてでございますが、会場内に24時間警備員を日中6人、夜間3人の配置と、警察官詰所を設置いたしまして、巡回警備するとともに、所管の消防署、警察署並びに実行委員会事務局、出展参加者、営業参加者、催事参加者及びそれらの関係者も含めた防災体制というものを確立いたしまして、防災業務の円滑な推進を図ってまいろうと思っております。また、会期前に防災訓練を実施してまいりたいと思っております。

また、西村山広域行政事務組合消防本部、それから消防署、寒河江市消防団の御協力を得まして、会期前後70日間、会場周辺の火災予防とか夜間巡回警戒というものを実施してまいることとしたいと思っております。

それから、救急医療と救護体制でございますけれども、会場内で発生した疾病者等に迅速かつ適正な救護活動を行うため、救護センターというものを設置いたしまして、2名の看護婦が常勤いたします。

また、医療機関への移送を必要とする場合に備え、市立病院を救急指定、後方支援病院として確保したいと思っております。

以上、質問にお答え申し上げましたが、緑化フェアではさまざまな楽しいイベント、催事等を計画しており、何度となく本市に足を運んでいただけるものと考えております。

また、この緑化フェアの成功というものは、市民にとって大きな自信につながるものであり、緑化フェアの開催で培った市民エネルギーというものを、本市のさらなる将来発展の基盤づくりに結びつけたいと考えております。

また、緑化フェアを通しまして、寒河江市のすばらしさというものを内外に広くアピールする絶好の機会がありますので、市内のあらゆる団体との連携によりまして、万全を期した準備態勢の確立を図り、市民総参加のもと、緑化フェアをぜひ成功させてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御協力をお願い申し上げます。以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 児童・幼児教育について、初めに家庭での指導についての御質問にお答えします。

御承知のように、全国的に青少年の犯罪が凶悪化、低年齢化の傾向を来し、これらの問題行動も複雑化、深刻化してきており、今日的社会の大きな問題となっております。

これらの問題行動の背景には、人間関係の希薄化により、人とのコミュニケーションの仕方や集団の中での行動規範を身につけないまま成長している青少年がふえつつあることが起因しているのではないかと考えられています。

家庭は、子供の生涯にわたる人間関係を養う上で最も大切な場であり、そこで行われる教育は、親と子が心の奥底でしっかりと結ばれてこそ成り立つものです。

兄弟姉妹や祖父母などの多様な触れ合いを通じて、人間としての基本的な資質や能力を養うものであると考えております。その役割は、主として親の自覚と努力に期待するところが大きいと考えております。

そのような家庭の持つ教育力の向上を促し支援するための手だてが必要とされているところです。

そのため、一つには乳幼児を持つ親向けの家庭教育手帳と、小中学生を持つ親向けの家庭教育ノートを配布し、自信を持って子育てに取り組んでいくための契機になるように、活用していただいているところです。

二つには、子育て講座として、家庭における基本的なしつけや、子供への接し方の講習や、育児不安への対応についての学習と、意見の交換の場を設けております。平成 13 年度から実施している就学前の子供を持つ親を対象とした子育て講座、さらに平成 14 年度からは新しく思春期の子供を持つ親を対象にした子育て講座、子供が生まれる前の親を対象にした、妊娠期子育て講座の実施を予定しているところです。

三つには、子育ての悩みや不安を持つ親が電話で気軽に相談できる窓口として、ふれあいホットラインやさくらんぼすくすくテレフォン等が開設されており、困ったときなどの相談に応じております。

四つには、親と子の活動を支援するために設置している子どもセンターがあり、情報誌の発行や親子で参加できる事業を実施しております。

情報誌「たまたばこ」には休日を親子で楽しく有意義に過ごしてもらえるように、イベントや催し物の案内、施設や公園、スキー場、キャンプ場などを紹介し、遊んで、学んで、体験できる多くの情報を提供しております。

家庭では、親の存在が大切で、親子が信頼し合い、それぞれの役割を持ち、お互いを認め合うこと、その積み重ねが家庭の教育力として子供の成長に生きてくるものと考えているところです。

次に、地域での教育についての御質問にお答えします。

子供たちは、あすの郷土を担う地域の宝とっております。そのためには、地域の子供たちを知ることでお互いにあいさつを交わせるようになり、気心も知れてくるものです。各地区の公民館が人づくり、地域づくりの拠点として、人の集まりとコミュニティ活動の大切な受け皿となるものと思います。

子供たちは、地域の伝統行事や村祭り、共同作業やスポーツ、レクリエーションなどに参加する中で、地域社会の一員として認められ、当てにされて成長するものと考えます。

また、地域にはさまざまな先生がおります。その力を公民館の事業や子ども会育成会の活動の中で活用できれば有意義なことだと思います。

市公民館連絡協議会では、先進地の公民館活動の視察やモデル分館の活動事例発表などについて研修を行っております。

また、西村山地区婦人大会では、親子、夫婦、家族のあり方やしつけについて、実践活動を通じた研修会を実施しております。その他、地域での子育てにつながる活動として、若妻レディースセミナー、子ども会育成

会研修会、中学生の親を対象としたほのぼの講座などの取り組みがあり、引き続き実施してまいりたいと考えているところです。

また、子育てサークルであるアンデルセンの会や、Y o u友クラブでは、親子ふれあい事業などを実施しております。

このように家庭での指導や地域での教育の取り組みにつきましては、さまざまな団体が地域において課題と役割をしっかりと受けとめ対応することが肝要であると考えております。

そして、家庭や地域にあって、大人が子供たちの鏡となり敬われるような実践を重ねていくことが何よりも大切なことと考えているところです。

そのため、教育委員会としても、子育て支援事業の展開と情報や活動の場の提供、健全育成の環境づくりに努めてまいりたいと考えているところです。以上です。

佐藤 清議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 丁寧なお答え、ありがとうございました。

公式行事についてですけれども、例えばオリンピックとかの開会式の雰囲気は、普通のオリンピックの競技の開催している会場の雰囲気というのはまるきり私は別なものだと思っております。

そういうふうな緊張したとか期待感が満ち満ちているとか、そういうふうなところに一般の市民ができるだけ多く参加していただきたいなと思うわけです。

お偉い方のあいさつも当然あるわけですが、そういうふうな人たちの生の声などは、なかなか一般市民は聞けないわけです。そういうふうなチャンスができるだけ一般市民にも私は取り入れてもらいたいということで、この質問をいたしました。

それから、きのうの石川議員の質問の中で、閉会式が終わってから、16 日ごろまで施設はそのままにしておくというお話でしたので、それで、その期間、何か特別な行事はしていただけないものかなと思っているわけです。実行委員会もあるわけですので、ひとつよろしくその辺をもう一度考えていただきたい。

これは、次のリピーターについてとも兼ね合いますけれども、各小学校の生徒さんとか、特に寒河江市内の学校は近いわけですから、何度も訪れる子供たちが大勢いると想定しているわけですが、そんな中で、例えば一人ひとりの子供さん方に入場手帳のようなものを差し上げて、来るたびにゲートで印をつけてやると。その印がたくさんついた学校の生徒さん、学校ごとにまとめまして、出席率ではありませんけれども、たくさんおいでになった学校の生徒さん、学校には緑化フェアの終わったときにさまざまな飾花を片づけたり、市民に配布するというお話でしたので、そのときに優先順位を決めたりして、何回も訪れることに意味があるような、何かお金のかからないアイデアがないものかなと思っているわけです。

そういうふうなことをすることによって、一度、二度、三度と訪れる、その訪れるのも、シールとか判子とか印が多くなれば、またその訪れるチャンスもまた自然とふえてくるのではないかと考えているわけです。そんなことも、できるだけ手間とお金がかからないような、何らかの方法を見出していただければ非常にありがたいと思っておるわけです。

それから、リピーターにはどうしても期待感を持って訪れてくるわけですが、私たちも知らない土地に訪れる場合に、イベントなどありますと、いつ看板出てくるのかなと沿道をきょろきょろしながら走っているわけですが、やはり間近になってから案内看板が出るのではなくて、何らかの目印とかそういうようなものは、できるだけ遠方から順次、捨て看板をできるだけ多く設置してもらえば、安心感を持って目的地に向かうことができるのではないかと考えておりますので、捨て看板の設置とか、高速道路には当然そういうふうなものはつけられないわけですが、サービスエリアとかパーキングエリアとかのトイレとか何かのときに、あと何キロですよというような、そういうふうなポスターとか掲示板的なものがあれば、非常に訪れる人には安心感を与えて、目的地まで安全に来られるのではないかなと考えます。そんなことも、できるだけ経費をかけないで、できることはたくさんあるのではないかなと考えているわけです。

それから、JR 沿線には、寒河江という駅が三つあるわけです。南寒河江、寒河江、西寒河江とあるわけですが、南寒河江にもし万が一おられるようなお客さんがいないように、ここでおりにないで、緑化フェアに訪れる方はここにおりにないで、本駅の寒河江まで行ってくださいというような何か掲示板とかそんなものがあれば、寒河江駅からはシャトルバスが通ってますよというようなことが目につくように何か、簡単なものというとおかしいんですけれども、それはお金はかかると思いますが、そんな心遣いもあれば、ああやっぱり寒河江の市民は心から歓迎しているんだなという印象が、訪れるお客さん方には与えてくれるのではないかなと思っています。

先ほど市長の答えの中に、たくさん催しもの、催事がかかっております。案内も逐次、市報にも掲載され

ておるんですけれども、間近になりましたら、ポケットサイズのミニガイド的なもの、ダイジェスト判とか、今まで市報で報じられたダイジェスト判とか、もしガソリンスタンドとか、それから主に町内会長さんとか、そういうふうな地域のリーダーの方にダイジェスト判的なもの、簡単なもので結構ですので、案内できるようなポケットサイズのものがあれば、非常に有効ではないかと考えておりますので、その点もよろしく御検討をお願いしたいと思います。

ナイトイベントですけれども、せっかくのあの景観ですから、もっとお金をかけないでできる方法を考えれば、たくさん思いつくのではないかなと思うんですけれども、例えば見晴らしから眺められる最上川沿線の河岸に、何日かの夜間イベントあるときには、簡単なかがり火を設置したり、あと可能であれば、開催中に人工の光を全部消すと、そして家庭から持ってきた灯明といいますか、ろうそくなどを持ってきて、通路にずっと、通路の下の方に点灯するというような方法をとって、全域を灯明で照明すると、そんな市民のイベントもある意味ではおもしろいのではないかなと思っておりますので、その辺なども、そんなお金のかからない方法をいろいろ工夫していただければ、非常にありがたいなと思っております。

2カ月の間には、当然満月もありますので、もし満月の日に月がこうこうと照った場合は、少しは照明を落としたり、月の明かりを楽しめるような、そんな方法も私は考えられるのではないかなと思っております。

4番目には、特別催事ですけれども、今までチェリーランドで行われていた種吹き飛ばし大会とかも、こちらの方でやるということですので、また新たな観光拠点としてのイメージが定着するのではないかと期待しておりますけれども、もっと市民団体もたくさん、行事的に集中していたり、それからクラス会とかさまざまな行事もこの時期に開く方々も計画しておったり、各業界でもいろいろの紹介とか何かをこの時期に開きたいということがたくさん来ているわけですので、そんな方にも特別行事として、例えば冠をつけると、緑化フェア記念とか、そういうようなものをどんどんつけてもらって、案内状を発送してもらおうと、そんなものも一つの方法ではないかなと思っております。

それから、市職員の役割ですけれども、やはりこういうような大きいイベントはや私たち一生、生きている間にこういうものが寒河江市ではもうできないかもしれないと思います。そういうふうなときに、どこのうちでも冠婚葬祭など終わると、ほっとして気が抜けるものです。そういうときに心のすきに何かが入ってきたりすると、やはりけがとか何かしたりすると。そういうふうな精神面での市職員のケアも一つ十分配慮していただきたいなと思います。一般的な仕事もあるわけですから、その点の心配りもひとつ十分していただきたいなと思います。

きのうの石川議員の話で、ボランティアの募集がされていると、まだ余裕がたくさんあるということですがけれども、やはりボランティアというのは、何が、どんなふうに、いつ、ボランティアする人の労力をどんな能力を欲しがっているのかという情報がないと、なかなか、このお仕事には手伝いできるという申し出ができません。ただ、手伝ってくださいといっても、何をお手伝いすればいいのか、自分に合った手伝いとか期間とか方法とかも、もう少し詳しくしてもらおうと、ああ、この期間だったらとか、こんな仕事だったらとか、いろいろ自分に合ったものが見出せると思いますので、そういうふうなものだけではだめなのかどうかわかりませんが、そんなことをぜひ考えていただきたいなと思います。

それから、児童と幼児のことですけれども、教育委員会の方ではそういうふうな手だてを一生懸命やっていることは、私も承知しております。ただ、さまざまな講座をやって、なかなか実効が上がらない。今度、妊娠した方にも講座を開いてくれるというお話ですけれども、やはりそれを実効あらしめるには、いろいろな方法とかあると思います。

そこで、地域とそれから親との関係などはどのようなことを重点に教えていただけるのか。それから、先ほど委員長の中で、集団での育て方、これは私と大分意見が違うところなんですけれども、今は少子化で子供は1人だけしか産まない家庭が非常に多いわけですけれども、それで最初から集団で子供たちを育てるのがいい

と今までは言われていましたけれども、集団になじませる時期というのは非常に難しくなっていると思います。

それで、昔は公園デビューとかという言葉もありましたように、そこでなじめないと、一生、人間拒否的な印象をその子供に植えつけられるという、非常に人に交わることが最初から不得手な子供も顕在化しているのではないかと考えています。

その子供たちを、大人はというか私たちは、知らないで、何でもかんでも集団で交わる力が少ないからこういうふうなんだという、私初めですけれども、決めつけてきた嫌いがあるのではないかと考えております。

そういうふうなことをこれから、そういうふうな子供たちがやっぱり大人になってもなかなかなじめないと、それは最初の触れ合い方がなれていないとか、そういうふうなことがあると思ってるんですけども、その点よく勘案して、注意しながらその行事を進めていってもらいたいものだなと思っています。

大人が変われば子供も変わると、今、教育委員長さんもおっしゃいましたように、昔は、子供の鏡であるべきだと言われてきましたけれども、今は、大人が変わればということは、大人はもう鏡の役に立っていないんですよという、こんな言葉が、この大人が変わればという意味合いにもとられる傾向があると思います。

そういうふうな意味で、これからやはり大人がどう変わればいいのか、そして子供にどう接すればいいのか、子供に対する接し方の欠如なども、これも大きなことだと思いますけれども、大人が変われば子供も変わる運動、これも11月に集中月間でテレビで何度も放送されましたけれども、また3月から1カ月間開催されることになったわけですけれども、それだけやはりあの活動が重要視されて、再度また放映されるということになったんだと思いますけれども。やはりもう少し地域との連帯とか、そういうようなことも含めて、教育委員会としてのあり方を考えていただきたいと思います。

今まで、直接子供たちを、子ども会を育成してきた子ども会育成会、この前、青少年問題協議会のときにもちょっと話出ましたけれども、子ども会育成会に親たちの協力が非常に少なくなっている。学校のPTAの活動には親たちが積極的に参加してくれる機会がまだ多いんですけども、地域の子ども会活動に親の参加が非常に少なくなってきた。これには、どういうふうな現象が潜んでいるのか、私もまだよくつかみ切れておりませんけれども、そういうふうな面で地域との連帯感が必要だと。

公民館の事業をたくさんやっている。プログラムはたくさんありますけれども、それに参加する子供たちが非常に少なくなっているのも現実だと思います。そういうふうな面で、新たに社会教育の方で、子ども会育成会をどのような手だてでこれから育成しようとしているのかも含め、教育委員長の考えをお伺いしたいと思います。

緑化フェアについては、これから開催されるわけですけれども、要望だけ申し上げました。これをできるだけ取り入れていただいて、成功裏に楽しいイベントにさせていただきたいと思います。これで第2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 8 月 16 日まで延期すると、そいつをどの程度まで残せるか、あるいはイベントなどもまだその間やれるかどうかというようなことにつきましては、これから詰めてまいろうかなと、このように思っておりますし、検討させていただきます。

それから、子供、児童生徒の、何回も来てもらうように手帳をつくったらどうだと、例えば一つそういう方法もあるんじゃないかというような御提案でございますけれども、教育委員会とかあるいは学校とか、そういうところの考え方などもよく聞きまして、これから考えてまいりたいと、こう思います。

それから、看板、案内板とか、あるいは J R との含めての問題でございますが、国・県道の管理者、それから警察、それから J R、これらの意見も聞きながら、やってまいりたいと思っております。

国道等々につきましては、一部話し合いもしているところでございますが、どのように、いつごろから、詳しくというような御要望のようでございますけれども、この辺につきましては、関係機関団体と話し合いしてみたいと思います。

それから、ポケットサイズの案内書でございますが、これは県の実行委員会あたりが主体になるのではないかと、こう思いますが、向こうとの連絡をとってみたいと思っております。

それから、ナイトイベントですけれども、あるいは夜間照明でございますけれども、これ、会場の入場というのは、連日、夜間開放というわけではございませんので、特に夜間を開催する日というのが大体決めておるわけでございますので、どこまで延長できるかと、その際、どのような催しなどもできるかというようなことにつきましては、なお検討させていただきます。

それから、県内外のクラス会等が開かれると、こういうことでございまして、私の方におきましても、県人会とかそういう県外に向けての情報なども発信しておるわけでございますので、より多くの方々がこの期間を利用して、緑化フェアの方に足を運んでもらうと、あるいは寒河江にとどまていただくと、こういうことを考えておりますので、なお一層力を入れてまいりたいと思っております。

それから、市職員の健康、これは十分に、先ほど申し上げましたように、配慮してまいりたいと思っておりますし、関係者につきましても、こういう健康、自己管理というようなものにつきましては、なお一層、留意するような方向、手だてを考えてまいりたいと思っております。

それから、ボランティアの募集なり、あるいは広報でと、これらにつきましては、なお一層意を尽くしてまいりたいと、このように思っております。以上です。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 大変大事な御質問、大きな質問なわけですが、まず第一に、集団の中で子育てということ、余りにも早くから安易に考えているのではないかというような御指摘ではなかったかと思いますが、私たちは、子供は集団の中で育てばうまくいくなどというふうな安易な考え方でなくて、やっぱりちょうど子供の成長に合わせて、なじめる集団の大きさとか、あるいは集団の活動というものがあるだろうというふうと考えております。

集団の中で子育てはうまくいくという安易な考え方でなくて、やはり基本になるのが、親としての子供をどういうふうに育てるかというふうな考え方、これをしっかり持つということ、そしてその家庭内で一致した考え方で子育てをやっていくということが基本になるだろうと。

その肝心の親が、子育てに対して自信が持てないような状況になっているという、そういう状況をとらえて、家庭教育手帳とか、あるいは家庭教育ノートというふうなものを配付しながら、それを基本にして物事を考えて、自信を持って自分の子育てに当たってほしいというふうなことを考えているわけでありませう。

それから、子ども会育成会等、大変活発に行われているんですが、なかなか子供たちに参加していただけない、あるいは参加しても、単なるお客様の扱いをしてもらって、子供たちが主体的にかかわるというふうなことができていないというふうな感想を私も持つことがあります。

そういった場合にやはり、子供たちが主体で、その子供たちをどう育てたいかという大人の考え方が、もう少しきちっと整理した形でやってもらわないとまずいのかなというふうなことを感じているところでございませう。

そういった方向性で、これから育成会等の支援なんかも考えてまいりたいというふうに思っています。以上です。

佐藤 清議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 市長にはこれからもそういうふうな方向で検討して実施に向けて成功裏に終わるように御努力をお願いしたいと思います。私たちも十分協力してまいりますので、よろしく申し上げます。

幼児については、今、教育委員長からもお話しありましたけれども、親になる段階から、子供の育て方を知ってもらわないとうまくないということで、妊娠期のがこれから始まるんだと思いますけれども、これはやっぱりブックファーストとか言われるように、赤ちゃんが生まれた最初から、親が子供にどう接していいか。

最初の妊娠、第 1 子のときにはみんなだれでも、母親ばかりでなく父親も不安を持って育てるわけですがけれども、今は情報過多に陥って、さまざまな知識が実際の知識よりも増幅して親たちが考える傾向にあるのではないかと。テレビとか雑誌とかに過大な期待を寄せている。それと実際の自分の子供と比べる。

この前、教育委員長からも、青い色のおしっこの話がありましたように、全くそのとおりのおしっこをするものだと親が思っている人もおるわけです。そんなことも含めて、幼児期の、特に乳児、教育委員会というやっぱり対象年齢が違うのかわかりませんが、乳幼児期というと保育は保健体育の方、健康福祉課の方に行くのかわかりませんが、乳幼児期からの連携が、教育委員会との連携が非常に大切ではないかと考えています。

学校と社会教育の連携ももちろんあるわけですが、乳幼児期からの子育て、妊娠期の教育、全く妊娠期が終わると乳幼児期が始まるわけで、その辺の兼ね合いといいますか連携といいますか、それを十分していただかないと、妊娠期は社会教育で、お産してからは別な課となるわけですが、そんなことを十分配慮していただいて連携をとって、ひとつ当たっていただきたいと思います。

ずっと以前も要望していたんですけれども、常々、福祉と教育委員会とのそういうふうな面での連携をもっとこれから密にさせていただきたいと思います。これは要望しておきますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、子育てノート、これも非常に役立っていると思いますけれども、逐次、何年か、何歳児、3 歳児健診とかあるわけですが、そのときにやはりそのノートを持って学習会、なかなかお母さん方は忙しいので、その会議の持ち方というのは非常に多様になると思いますので、大変だと思いますけれども、やはりその辺から始めないと、地域との連帯感とかもうまくいかないのではないかと考えています。

これは少し飛んだ話になりますけれども、子ども会育成会で西村山全体の会があるわけですが、それが今まで法令外負担金ということで、各市町から御支援をいただいていたんですけれども、ことしからそれがなくなったという、きのう連絡を受けたんですけれども、これから広域合併とかいう話もある中で、そういうふうになった、いきさつはわかりませんが、せつかくリーダー同士が研修を進めている会に、今までいただいていた補助金が、法令外負担金なくなったということは非常に残念に思っているんですけれども。

やはり子供というのは、これからだんだんと中学生、高校生になると、行動範囲がもう今までのような行動範囲ではなくて相当広範囲になってきております。広域で研修する機会が非常に私は重要と思っています。そして、全国的に連携を持って、自分たちの同じ悩みを持っている人たちが集まって、お互いに研修し合うことも私は非常に大切だと思っています。

そういうふうなことのきっかけとなっている地域というか、西部でのそういうことがなくなったということは、非常に残念に思っているんですけれども、それをどのようにして私たちがこれからそれを乗り越えていかなければならないかということがあるわけですが、やはり今後、地域という非常に解釈があいまいだと思いますけれども、地域で子供を育てるということを重点にして、これからの施策を大いに進めていっていただきたいと思います。

これはもう答弁は要りませんので、ひとつ要望として、とどめていただきたいと思いますが、やはり

地域の連帯感、これから広域合併を進める中での今後のあり方なども十分課題としてこれから私たち自身も考えていかなければならないと思いますけれども、そういうふうな面でこれは今後どういうふうな課題として、ひとつ要望しておきますので、答弁は要りませんが、今後ともひとつ寒河江市以外だからということではなくて、もっと広範囲に物事を考えて進めていっていただきたいという要望で、以上で終わります。

松田 孝議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 11 番、12 番、13 番について、2 番松田 孝議員。

〔2 番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民を代表して、通告してある課題について、以下、市長並びに教育委員長に質問いたします。

最初に、通告番号 11 番、農政の緊急課題について伺います。

BSE 関連の諸問題については、昨年の 12 月議会で、同僚の遠藤聖作議員が一般質問で取り上げていますが、再度、この課題について質問いたします。

最近、新聞は、BSE 関連の被害状況や救済対策などが連日報道されており、また関連する業界の経営危機が深刻化している状況などがあります。特に酪農家や畜産農家の経営の悪化が危惧されております。

直接、生産農家を訪問しますと、緊急に支援を求める切実な声が上がってきております。BSE 発生後、約 6 カ月が経過し、さらに長期化する様相になってきております。

この間、本市でも BSE 対策の一つとして消費拡大のイベントを実施したり、国も検査体制の強化など、官民上げて信頼回復に努力してきました。

その結果、BSE 対策も功を奏してか、正月明けの初競りでは、昨年度末に比較して 1 キロ当たり 200 円から 300 円値上がりし、畜産農家初め関係者は消費が回復傾向にあると喜ぶもつかの間、1 月 23 日に BSE 対策に絡む牛肉すりかえという不正行為が行われたと私たちの耳に飛び込んできました。

一昨年の夏に、集団食中毒を引き起こした雪印乳業の子会社である雪印食品が、BSE 発生後、国の対策で BSE の病原体である異常プリオンの検査が行われたが、検査体制が整う前に食肉処理場で解体された牛肉の市場在庫を、業界団体などが買い上げ、焼却後、国から助成金を受ける牛肉在庫緊急保管対策事業の制度を悪用して、自社の売れ残った輸入牛肉を買い上げの対象にするために、箱を国産用にすりかえ、税金で自社の在庫を処理しようとした。

また、生産地のラベルの張りかえなど偽装工作が次々と現在発覚しています。

この事件の発生の 1 カ月後の 2 月 22 日には、雪印食品は会社の解散を発表しています。企業倫理に欠けた企業は解散するのは勝手ですが、被害を受けているのが、食品業界や酪農家、畜産農家であります。

先日、酪農家、畜産農家を訪問し、被害状況を伺ったのですが、生産者は枝肉価格が低落状態が長く続いており、えさ代も賄えない状況になったといえます。

確かに、山形県の食肉公社の枝肉相場は、黒毛和牛の A クラスで、昨年の今頃は 1 キロ 1,900 円だったのが、現在は 1,600 円前後を推移しております。1 頭当たり約 12 万円の損害だといえます。また、F1 の昨年の価格の半値から 3 分の 1 で、20 数万円の減収となっているとのことです。

生産者は、枝肉価格が安いこともあり、これまで一時的に出荷を抑えて、出荷調整を行ってきましたが、出荷のおくれで肉質が低下すれば、さらに価格が下がるなどの心配と、えさ代がかさむために、また酪農家は畜舎に合わせた肥育牛の育成を、循環方式をとっているために、出荷調整で頭数がふえることで、畜舎の不足と維持資金の不足などの理由もあって、最近では出荷調整も行わず、低価格で出荷している状況です。一連の騒動に巻き込まれた生産農家の悲痛の声は、二、三時間、話ししてもとまることはありませんでした。

今回の事態で改めて問われているのが、BSE が日本で発生する危険は極めて低いとたかをくくっていた政府の根深い安全軽視の姿勢と、BSE 対策を食い物にした雪印食品などの偽装事件などを徹底して解明し、厳正な処罰を行うことです。

今、政府がやるべきことは、生産農家や関連業者の被害を完全に補償することと、消費者の信頼と安心を得るために、検査体制の強化や流通段階のチェック体制を整えることです。これらのことが完全実施されなければ、BSE問題は解決しません。

そこで、市長に伺います。

第1、平成14年度の市長の施政方針説明では、農業問題のくだりで、BSE（狂牛病）問題を深刻としながら、市としての酪農家や畜産農家に対する具体的な方針が全く示されず、また新年度の予算書にもBSE対策予算が全く盛り込まれていません。市長は、BSE問題は解決済みと判断を下したのか、見解を伺いたいと思います。

前にも述べたように、雪印の偽装による風評が尾を引き、枝肉価格の低落が長期化しています。そのために、国会に（仮称）伝染性牛海綿状脳症対策緊急措置法案などが提出され、法案整備に向けた動きが出てきています。これらのことを踏まえれば、現場の声をもっと調査して、国や県に補償することなどを働きかけたり、新年度以降も牛肉消費の回復努力や生産者を救済するBSE対策を検討すべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

二つ目に、酪農家、畜産農家の個々の損害の実態調査をすぐに実施し、支援策を早急にとるべきだと考えますが、見解を伺いたいと思います。

また、今回の補正予算では、安定経営緊急対策事業補助金が提示されましたが、新年度以降についてどうするのか、伺いたいと思います。

三つ目に、今、酪農家が最も頭を悩ませているのが、老廃牛の処分と補償問題です。出荷調整や畜場の受け入れ制限などで滞留している肥育牛や老廃牛を抱え、限られた牛舎に滞り、成牛と入れかえもできずに、苦慮している状況にあります。

国の老廃牛対策事業がおくれており、市が先行して緊急対策を検討すべきだと思いますが、見解を伺いたいと思います。

四つ目に、家畜排泄物処理法ができてから、猶予期間が残すところ2年数カ月になり、酪農家は排泄物処理施設整備に頭を痛めております。BSEの影響で収益が激減し、生活費も賄えない中で、施設資金はとて生み出せない状況になっております。廃業を選択する農家なども多くなっていると聞いております。

これらのことを踏まえて、行政で共同の施設整備を誘導し、補助金制度などを充実するなど、支援体制を検討すべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、少人数学級実施について伺います。

学校の荒れや学級崩壊、いじめ、不登校、学力低下など深刻化する中で、30人以下学級を求める切実な声が、全国の父母や教職員の間で高まる中で、文部科学省は昨年3月から学級編制基準を緩和し、都道府県教育委員会の判断で、上限を30人などとするのが可能になりました。

これらのことを受けて、高橋知事は、昨年8月27日、記者会見で、県内すべて小中学校に30人学級を導入する考えを明らかにしました。

この会見の中で、高橋知事は、財政問題に触れ、橋の一つや二つ、つくらなければ実現できると言い切り、他の公共事業より教育を優先させていく考えを示しました。

確かに、道路や橋はある程度整備され、迂回もできるが、教育はそういうわけにはいかない。教育が必要な時期にしっかりと教育環境を整えていくことが大事だと考えます。

各地で、少人数学級が進んでいるのは、国の教育行政のおくれに業を煮やし、地方自治体で財政負担をしても可能な限り実施していくとしているのは、少人数学級の教育効果がはっきりしているからだだと思います。

そこで伺います。

県は、新年度から独自に小学校少人数学級編制推進事業、教育山形さんさんプランを3年で段階的に導入方

針を打ち出しましたが、特に保護者などは、マスコミ情報のみで、間もなく迎える新年度に週5日制の問題も重なり、大変困惑しています。

本市の少人数学級実施に当たっての施設の確保と対策について、教育委員会の来年度の計画を示していただきたい。

また、県は、3年計画で段階的に小学校を完全実施し、その後、中学校にも広げていく方針であり、その対応について教育委員長に見解を伺いたいと思います。

県は、教師の確保は、平成14年度は非常勤講師で進め、平成15年度以降については雇用対策も必要であり、教職員採用を実施して確保していくとしていますが、しかし施設、教室不足については、各市町村で工夫次第で十分対応できるとしています。それは、通学区域の見直し、再編成を視野に入れた対策をとれと言わんばかりです。

これまで本市では、通学区域の見直しについて、行政が自分たちの都合で勝手に線引きを行い、関係住民に混乱と不安を繰り返してきたことです。1997年1月には、通学区域の見直しは、実施は白紙と教育委員会で決定した経過があります。

これらの問題を繰り返さないように、少人数学級のための教室を将来の児童数予測に合わせ、増築計画を検討すべきだと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、13番福祉のまちづくりについて伺います。

寒河江市の第4次振興計画によると、福祉のまちづくりの基本目標では、高齢者や障害者が住みなれた家庭や地域で安心して暮らし、健康で生きがいを持って社会活動に参画できるように、また障害者などが社会参加しやすいまちづくりのために、生活環境の整備をより一層推進していくとしていますが、いまだ課題が山積しています。

先日、車いすを使用している方とお会いし、これまでの経験などを伺う機会がありました。その方は、初め病院で車いすに乗ったときのことを思い出して語ってくれました。

病院の中では、車いすやエレベーターなどを使い、自分の意思で自由に移動ができた。このままだと、どこまでも自由に行くことが可能と思って退院したが、一歩外へ出てみたら状況が一変し、バリアで覆われていたと話しておりました。

それは、悪路、段差、階段、入口のドアなどさまざまあり、時には不便さを乗り越えて、凶器とさえ思うこともあったと聞いて、唖然としました。

市も、高齢化社会に向け、バリアフリーのまちづくりを新規事業などに組み入れ、導入を図っていますが、対策がおくれている既存の学校初め公民館、分館などの施設のバリアフリー化について伺います。

一つ、地区公民館は地域の拠点施設として、幼児から高齢者まで広範囲の方々が施設を利用しています。特に、介護保険制度導入後、生きがい活動支援通所事業や高齢者ふれあいサロン事業などの会場として利用されていることから、高齢者の利用率が高くなっています。

このことから、地区公民館を、だれでもが公平に安心して使用できるように、入り口ドアの改修や段差の解消、廊下やトイレに手すり、トイレの洋式化などの環境整備を整えていくべきだと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

二つ目に、公民館の各分館について、同じ問題を抱えている町内が多くなってきております。分館でも、手すりやスロープ、トイレの改修の必要性を認めながらも、資金調達に苦慮しています。

分館などを対象とした公民館整備事業費補助金の規定要旨がありますが、これらは対象外となっております。高齢者の生涯学習の場でもあり、手すりやスロープ、トイレの洋式化などを補助対象に組み入れて、各分館の施設の向上とバリアフリーを推進していくべきだと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 11 時 10 分といたします。

休 憩 午前 10 時 54 分

再 開 午前 11 時 10 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、B S E 対策でございます。

昨年 9 月、国内で初の B S E 感染牛が発見され、大々的に報道されたことにより、消費者の牛肉に対する信頼は大きく損なわれ、全国的に牛肉消費は激減し、畜産農家の経営にも影響が出ている状況でございます。

国では、昨年 10 月 18 日からは、食肉となるすべての牛に対して B S E 検査を行い、検査に合格した牛肉しか市場に出ない体制を整えました。さらに、検査実施前の牛肉についても、全量を国が買い上げることとなり、消費者には安心できる、安全な牛肉が提供されることになったことは御案内のことかと思えます。

また、消費者に対しての安全 P R 事業や畜産農家に対する助成制度、資金面での支援策がとられてきたところでございます。

しかしながら、大手食品メーカーによる牛肉偽装事件が発覚し、その後、各地で同じような事件が起こり、食に対する消費者の信頼は大きく揺らぐ事態となったところでございます。

依然として牛肉消費が低迷している中で、廃用牛問題などが生じてきており、私といたしましても、B S E 問題が解決済みとは決して思っておりませんし、むしろ長期化は避けられないものと思っております。

このような中で、本市におきましては、生産者対策として、肉用牛肥育経営安定対策事業、いわゆるマルキンと言われるものでございますけれども、生産者抛出金や、特定危険部位の焼却費に対する補助金を、このたびの補正予算に計上したところでありますが、新年度以降の対応につきましては、マルキンについては国、県の対策を踏まえ実施してまいります。

それから、特定危険部位の焼却費助成には、市独自の施策であります。引き続き実施の方向で検討してまいります。

また、国に対する要望といたしましては、廃用牛の全頭買い上げ後の焼却処分や、大家畜経営維持資金の償還期間の延長等について、県の市長会で実施することといたしておるところでございます。

さらに、牛肉の消費拡大を図る取り組みも大事であると思っております。そういうことでは、牛肉の安全性の P R と、消費拡大を目的としながら、寒河江牛のおいしさを広く市民に訴えるため、去る 2 月 9 日に寒河江牛特別即売会を実施し、大変御好評をいただいたところでございます。御案内のとおりでございます。

今後につきましても、学校や保育所、病院などの給食での牛肉の利用促進とともに、B S E に関する正確な情報、あわせて牛肉の安全性についても理解を得るため、情報提供に努めていくのが大切であると思っております。

それから、個々の農家の実態調査ということの御質問がございました。

B S E 発生以来の本市における畜産農家の実態につきましては、牛に与えている飼料の調査や資金借り入れ需要の聞き取りの際に、肉用牛の出荷状況や廃用牛対策、補助制度の内容等について、畜産農家と話しながら、その実情の把握に努めてまいったところでございます。

損害の調査となりますと、それぞれの農家の経営の中にまで踏み込む必要があり、プライバシーの問題があること、また市として対策を講じる場合は生産者全体に共通する課題を対象にすべきであること、そういったことから個々の損害の実態調査までは考えていないところでございます。

次に、廃用牛を抱えていて、入れかえが苦勞しているということについての御質問でございます。

B S E の影響で出荷できずに農家に滞っている廃用牛が、全国で 5 万 4,000 頭と見込まれております。この廃用牛の滞留解消策としましては、国において、廃用牛買上推進事業を実施しているところでございます。

この事業は、御案内かと思いますが、出荷が滞っている廃用牛を国で買い上げるものでありまして、ホルスタイン等の乳用種だけでなく、肉用種の繁殖雌牛も対象としており、買い上げに対する、乳用種で1頭当たり4万円、肉用種で1頭当たり5万円を限度として助成するものでございます。このことから、今、農協や家畜商組合が買い上げの準備を進めているところでございます。

また買い上げ対策とともに、廃用牛の運搬費や屠畜解体処理料などの経費も助成対象となっており、廃用牛の屠畜を進めることに重点を置いているようでございます。

しかし、農協などで一時保管場所の確保や、屠畜場の受け入れ体制、それに屠畜後の販売が難しいという問題があること、また、これまでBSEと認められた3頭の牛は、いずれもホルスタインの廃用牛であったため、万が一BSEの疑いが持たれる牛が発生した場合は、産地として大きな打撃を被る懸念から、出荷を自粛する傾向にありまして、廃用牛の滞留解消が進まないのも事実であります。

このようなことから、県の市長会において、廃用牛の全頭買い上げと焼却処分の要望というものを、国に提出することにしたところでありますし、国レベルにおいても、そうした対策やBSE発生時の地域の損失補てん対策の必要性が言われており、市といたしましても、今後の国の施策を見きわめながら対応策を模索してまいりたいと思っているところでございます。

次に、排泄物処理施設整備の猶予期間の問題でございます。

家畜排泄物は、これまで畜産業における資源として、農作物生産のための肥料や土壌改良剤として有効に利用されてまいりましたが、近年は農作業の省力化などの進展によって、資源としての利用が大きく減少してきております。また、悪臭などの地域の生活環境に関する問題を生じさせる原因ともなっております。

このことから、環境問題に対する国民の意識が高まる中で、地域において畜産を営んでいくためには、適切な家畜排泄物の管理が重要な課題とされていたところであります。

このため、平成11年11月に家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行され、家畜排泄物の管理の適正化のための管理基準が定められましたが、施設整備につきましては、5年間猶予とされたところであります。その猶予期限が平成16年11月となっており、それ以降は、家畜排泄物の野積みや素掘りは禁止になるわけでございます、御案内かと思いますが。

これを受けまして、市といたしましても、畜産農家に対して、法制度についての説明会を開催し、補助事業を活用した設備整備等を指導してきたところでございます。

補助制度につきましては、法施行に伴い、共同利用施設等を対象とした国、県のさまざまな制度が設けられておりますが、経営上の問題や最近のBSEの問題も重なり、施設整備はなかなか進まない状況にございます。

しかしながら、避けることのできない問題でございますし、関係機関とも整備手法など十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

さらに、有機栽培や減農薬栽培による農産物が消費者のニーズとなっていることなどから、家畜排泄物の堆肥化と、その有効活用、利用促進がこれからの課題と思っているところでございます。私の方からは以上でございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 初めに、少人数学級編制の実施についての御質問にお答えします。

御存じのように、文部科学省の標準は 40 人学級であります。平成 14 年度から導入していく山形県独自の少人数学級編制について、2 月 20 日の市町村教育長総会で、概要の説明がありました。

この事業は、一人ひとりの児童生徒に行き届いた教育を行い、個に応じた能力を引き出すとともに、社会性を育むため、小学校において少人数学級編制を 3 力年の年次計画で推進しようとするものであります。

具体的には、小学校の多人数学級の解消を図ること、児童数 34 人以上の学級が複数である学年に教員を配置すること、1 学級当たり 21 人から 33 人規模とすること、1 学級のみ学年については、従来のやまびこ方式の少人数授業を行うという内容であります。

年次計画では、初年度の平成 14 年度が 1 年生から 3 年生まで、15 年度が 1 年生から 5 年生まで、16 年度が 1 年生から 6 年生までの全学年を対象として、少人数学級編制を実施することになっております。

本市の小学校について見ますと、平成 14 年度においては、中部小学校が 1 年生から 3 年生まで 1 学級ずつふえ、3 学級、柴橋小学校は 3 年生が 1 学級ふえ、合計で 4 学級が増加することになります。

教室の確保については、ことしの 4 月実施ということで、短い期間で緊急に整備する必要があることから、中部小学校の 3 学級については、特別教室の転用で、柴橋小学校の 1 教室については、オープンスペースの活用により対応していきたいと考えております。

平成 15 年度以降の少人数学級編制については、今後、児童生徒数の異動もありますので、これらを見きわめながら、教室確保の方策、整備方法等について検討していかなければならないと考えております。

次に、福祉のまちづくりについて、特に公民館のバリアフリー化と、だれにも優しい施設整備の推進についての御質問にお答えいたします。

公民館は、地域の中にあって、生涯学習の拠点施設であり、地域の方々の交流とまちづくりのよりどころとして、重要な役割を持っています。

寒河江市では、各地域にあるそれぞれの自治公民館についても、市の各地区公民館の分館として位置づけ、行政とのパイプを持つことで、情報の提供や活動に対する支援がスムーズに行き届くような体制をとっているところです。

そのようなことから、東部、南部、柴橋、西部の四つの地区公民館に 57 の分館があり、地域の特色を活かした公民館活動を行っているところです。最近では、老人クラブや地区婦人会が世話役となり、高齢者の集い、生き生きサロン事業などにも積極的に取り組んでいただいております。

そのような活動の拠点となる地区公民館の整備につきましては、公民館整備事業費補助金として助成を行っているところです。

公民館の新築や増改築、また備品の購入や駐車場の整備につきましては、補助要綱に基づき、補助基準額の 3 分の 1 の補助金を交付しております。

さらに、高齢者のコミュニティー活動の部屋を設置する場合には、その面積部分について補助率が 2 分の 1 に増額なることとなります。

また、近年高齢社会を迎え、お年寄りの方や足腰の弱い方などの利用のためには、高齢者や障害のある方にも優しい配慮がなされた施設として、段差の解消や手すり、スロープ設置、洋式トイレの設置など、だれにでも使いやすいバリアフリーの施設が望まれているところでございます。

御質問の公民館の改造に対する補助金についてであります。部屋内の間仕切りや機能を変更する改造やトイレを水洗式、または下水道にするための改修の場合に限って、公民館整備事業補助金の対象としているところ

です。

ただ、分館の中には、高齢者や足腰の弱い方のために、和式のトイレを洋式のトイレに改造したいとの強い要望がありましたので、趣旨を考慮して補助の適用範囲を検討した結果、洋式トイレへの改造についても補助の対象として認めた経緯がございます。

今後においても、地域の拠点である公民館の施設については、利用しやすく、人に優しい施設となるよう、自治公民館として、自主的な配慮や取り組みに期待するものであります。

市の施設である各地区公民館や文化センターにつきましても、高齢者や障害のある方が利用しやすいように改修を進めてきたところです。

文化センターには、福祉のまちづくり事業で、エレベーターや車いす用のトイレを設置してきました。また、各地区公民館につきましても、介護予防拠点施設整備事業で、玄関の自動ドア、手すりやスロープの設置などの改修を実施したところです。

さらに、今年度も自動ドアや車いす用トイレ、洋式トイレの設置を計画するなど、施設のバリアフリー化を計画的に進めているところです。以上です。

佐藤 清議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも丁寧な答弁、ありがとうございました。

この農政問題について、緊急課題としたのは、今、畜産農家が非常に困っている状況を見て、緊急として要望していきなという思いで取り上げた問題であります。

今、枝肉の市場価格を見ると、非常に格差が激しいんですね。先ほど第 1 問で申し上げましたけれども、A 4 クラスですと 1,900 円ぐらいの単価ですけれども、市場価格をずっと見てみますと、A、B、C ランクまであって、そのほかに 5 段階になっているんです。それを見ますと、やはり一番 A の 5 クラスで 2,300 円前後するんです、キロ当たり、枝肉が。

これが、今ですと、F 1 当たりですと、逆にもう 500 円を割っているような状況です。また、極端に品質の悪い枝肉などは 190 円ぐらいで売り買いになっているんですね。

ですから、1 頭にすると、七、八万円ぐらいで販売しなくてはならない状況になっております。そのために、今問題となっている老廃牛がふえているような状況にもなっております。

市長はいろいろ、県の市長会あたりでいろいろ要望を出していますけれども、まずもってやっぱり市の全体の酪農家の実態調査をするべきだと私は思っております。

先ほど、答弁の中ではいろいろ畜産農家に対してプライベートな問題もあるかに思っていますけれども、しかし緊急事態ですので、これらを具体的に調査しないと、やっぱり農家の悩みなんていうのはわからないんじゃないかと思えます。

これまでも、いろいろ実態調査はしてきたようではありますが、単なる聞き取りに終わっているんじゃないかと私は思えます。

私も先日、1 月 21 日でしたけれども、県の農畜産課とのいろいろ緊急対策について、県の方にも申し入れてきましたけれども、その中でも、この現状の調査をこれからも県でやっていくという方針を出しております。

ですから、これは通達になっているかどうかわかりませんが、これまでも何回か調査はやっているんですね。12 月までの段階と、その前の被害状況なども詳しく調査しているという結果を聞いています。

まだ、さらに被害が拡大している中で、そこらをもう少し調査して、前向きに検討していかなければいけないという感じがします。その辺を再度お願いしたいと思います。

確かに、市長会ではいろいろな緊急対策ということで、国や県に要望していますけれども、今、この大家畜経営維持資金、これの問題で非常に農家は困っているんです。実際に、これ借りた場合、1 年なんですね。1 年ですぐに返さなければならぬ。そんな状況で、こういう長引いて、だれもやっぱり 1 年で返す見込みが立っていない状況の中で借りる人がいないというのが現状です。

ですから、これは東根市なんですから、国の資金を農協と国が利子補給しているんですけども、これを借りかえて、償還払いの延期をしているんですね。これ 7 年間ということなんです、延期。そうすると、やっぱり借りる人が出てくるんじゃないかなと。やっぱりこういう対策をする必要があるのではないかと思いますけれども、この辺の考え方について、市長から再度お聞きしたいと思います。

あと、消費拡大の問題ですけども、2 月の 9 日ですけども、寒河江牛の即売会が行われましたけれども、大変非常に好評で結構だったんですけども、この頭数そのものが余りにも少なかったんじゃないかと私は思います。

これは、西川町あたりですと、今まで 2 頭、町で屠殺してやっていたんですけども、これでも足りなくて、町長の決裁で 1 頭ふやして、3 頭、昨年度実施しています。これは即売じゃなくて、料理屋さんとか飲食店との共同でやっております。それが非常に好評で、大変牛肉販売に貢献していると、西川町の方はおっしゃっております。

ですから、こういうのももう少し大々的に市民にPRするためにも、もっと回数をふやしてやってもらいたいと思いますけれども、この辺も具体的に実行していただきたいと思います。

先ほど老廃牛の対策なんですけれども、今非常に老廃牛というのは深刻化しています。

というのは、老廃牛というのは結局1回子供を産んだ牛が全部老廃牛の対象になるんですね。この老廃牛というのは年とったから老廃ではないんですね、1回子供を産んだりすれば、その時点で老廃牛という判断を下されることになっているんです。

普通であれば、10年ぐらい乳搾りやって、老廃牛として出荷するんですけれども、今、幾ら受精しても種が受精ならないでということもあって、肥育にも回せない状況で、非常に農家の人は苦慮しています。

そして、大分前からこの対策、国で対応しているんですけれども、まだまだ受け入れ側がきちっとできておりません。農協とか屠畜場で管理するような形になると思うんですけれども、まだまだこの間、計画がまだ具体的に立ち上がっていませんので、この辺の対策も遅々として。

えさ代を補助するとか。今、牛1頭にえさ代が大体1万円から8,000円ぐらいかかるんだそうです。ですから、この辺のえさ代を2カ月とか3カ月を補助するような対策をとってもらいたい、こういう要望が農家から非常に大きいです。

ですから、この辺の対策を、市長として具体的に計画を考えていただきたいんですけれども、この辺の見解を伺いたいと思います。

今、この老廃牛は、市場、公社あたりでもほとんど引き取っていないんですね。これまでは老廃牛として公社あたりの安い単価で枝肉として市場に部分的に出していたんですけれども、これが全く出されていない。そして、持っていても、やっぱりそこが万が一BSE感染の牛が出れば非常に大きな問題になる、また農家にとっても非常に被害が大きくなるということで、今、農家は全部、出荷をとめていますけれども、これまで老廃牛として出していた牛が、七、八万円ぐらい、へたすると12万円ぐらい相場的に売り買いになっていたんだそうです。今、これがゼロなんです。ですから、今まで農家はいろいろ子牛を買ったり、あと施設の整備の資金などに回していた金が、ほとんどそういうので老廃牛を出した金で運用していたというような話を聞いています。

ですから、今、ゼロとなってからは、やっぱり資金繰りが非常に大変になってきているなど。特にやっぱり肉が安いから、なら出荷やめるかというわけにもいかないし、生産工場であれば、単価が安ければ生産を中止することも可能ですけれども、生産農家はやっぱりそうはいかないんですね。やっぱり循環式をとっていますので、ですから、これをできるだけ早く対策をとるように、県・国に働きかけていてもらいたいなと思います。

そして、対策おくれた場合でも、やっぱり市としても、葉山の牧場あたりに、この老廃牛を放し飼いにしておうとか、やっぱりそのぐらいにしてやらないと、非常に対策が具体的にとられない状況であると私は思います。この辺も含めて、検討していただきたいと思います。

あと、畜舎というか、家畜の排泄物の処理施設の問題もいろいろ出ていますけれども、この処理法が平成16年度から制定になりますけれども、正式に。この問題で非常に今、農家も困っております。今回、補正予算で減額になっていきますけれども、538万円ですか、これもやはりBSE関連の問題で今まで予定していた施設整備を断念した経過だと聞いております。

ですから、こういう問題がやっぱり各農家に波及してきて、今、実際、堆肥場とか堆肥管理センターなどというものに資金を回す余裕がほとんどの農家がなくなっています。市でもいろいろ説明会をして、補助の有利なものを提起したりしておりますけれども、なかなか農家にとっては、そういう環境整備に対しての金を回せない状況になっております。

ですから、こういうのも、全農の庄内では、堆肥センターなどもつくる計画をしております。これなんかは

やはり、農家と下水道処理の汚泥の対策と一体となって管理センターをつくって、良質な堆肥をつくっていく計画をしています。

実際、私も農家に回ってみますと、非常に環境が悪くなっています。ほとんど、今、野積み状態です。一時的に堆肥センターみたいな管理施設もつくった人もおりますけれども、なかなか満足に利用されていないというか、そういう状況になっています。結果的に、やっぱり施設整備しても、今、堆肥がほとんど売れない状況になっております。

これは、国で出した、農林省で出したものを見たんですけれども、非常に3分の1ぐらいなんです、今まで見ますと、使っている量が。ほとんど一般の農家では使わなくなっている状況になっております。

ですから、こういう堆肥なども、行政が補助金出すばかりでなくて、やはりPR、さっき市長も言っていましたけれども、有機栽培にいろいろな堆肥を使えば、これだけの効果があるとか、それらのことを行政としてできることをPRして、やってもらえば、畜産農家の堆肥の問題もある程度解決していくんじゃないかと、私も思っております。

そして、国や県の制度もいろいろありますけれども、やはり身近な問題として、生活環境の面から配慮されるまちづくりをしなくてはならないのではないかというような思いもあって、やっぱりこの辺も生ごみと一体化したような、堆肥と一体化したような施策もこれから検討していかなくてはならない時期だと思って、この点を私は今回取り上げたんですけれども。

ある農家では、河北町の人なんですけれども、堆肥をつくって、それを再度牛舎に入れて、3回ぐらいリサイクルして使っているんですね。だから、考え方によってはいろんなリサイクル方法もあるんです。国の制度もいろいろありますけれども、こういうのをいろいろなアイデアを使って検討する方向を見い出してもらいたいなと私も思いますけれども、この辺も市長から伺いたいと思います。

少人数学級について伺いたいと思います。

先ほど大分簡単な答弁でちょっとがっかりしたなという感じしたんですけれども。さっき言ったことは、だれしも覚えているんじゃないかという感じするんです、答弁では。

でも、私は、第1問でお願いしたのは、やはり中部小学校あたりの改装で、今、3クラスふえるということで、改装もあったんですけれども、この改装することによって、どういう影響が出てくるか、この辺も教育委員会は調査したのかどうかわかりませんが、現場に行ってみますと、こういう音楽室とか、ちょっとしたホールみたいな形で使っていた教室を、新たに少人数学級に振り向けるという考えですけれども、実際、あれだけ中部小学校が大規模な学校であるがゆえに、音楽室などは2クラス設けていると思うんです。やっぱり必要だから設けているんだと思います。別にオープンスペースみたいな形で教室等を使っていたという話も聞いています。

これも、いろいろ文化祭や運動会その他の行事で、いろいろ掲示したり、展示したりする作品の展示するための作業場として使われていたということで話聞いています。ですから、こういうスペースがなくなると、学校としても非常に困るんじゃないかなという感じがします。

あと、音楽教室なんかは、週2時間ぐらいですか、そうすると時間の調整も非常に、現場の先生方の調整が非常に難しくなるんじゃないかなという感じがするんですけれども、いろいろ体育館を利用したり何か考えているようなんですけれども、やはり施設が不足しているんですから、今後の課題として具体的に、今年度は確かにいいですけれども、来年度以降、毎年1年ずつ繰り上がって行って、実際は4クラス、5クラスになる可能性があると思うんです。

この辺を長期展望に立って、校舎建設に前向きに検討すべき課題だと思いますけれども、再度その辺についての考えをお伺いしたいと思います。

公民館の施設整備に関してなんですけれども、確かに介護保険が始まって、地区公民館などは非常に整備な

りました、確かに。柴橋、南部地区の公民館は非常に、大分、環境に配慮された施設になったなという思いで、私も現場を見て感じました。

しかし、西部地区公民館を見ますと、まだまだそういう配慮はなっていない状況にあります。そして、実際、せっかく車いす使用するような施設、トイレですけれども、こういうようなものをつくっても、何か物置になっているようなところもあるんですね。

実際、車いすで行った人が話していたんですけれども、冬にバレーボールの地区の大会に、隣組長しているから行ったんだそうです、車いすで。そうしたら、スロープには雪がのっそり乗っていて通れない。トイレに行ってみると物置になっている。そんな状態で、福祉のまちづくりに先頭に立っている状況の中で、そういう問題はどうか考えているのか。

その辺の指導がきちとなっていないんじゃないかなと。現場の声がまだまだ教育委員会の方に届いていないんじゃないかという感じがします。

実際、地区公民館などは、敬老会などをやるにしても、例えば西部地区公民館なんですけれども、二階で敬老会しているんですね。そうすると、やっぱり手すりとか何かなくて、非常におたおたで上りおりしているんです、お年寄りの方が。ですから、この辺も、もう少し配慮するというか、体育館を使うとか、そういう配慮も必要んじゃないかという感じはしますけれども、設備なっていなかったらですね。

確かに、高齢者にとって二階というのは非常に大変だと思います。文化センターにしても、ですから二階づくりに会場を設けているところに対しては、もう少しきめ細かな配慮をしていただきたいと思います。その辺で、何か答弁あればお願いしたいと思います。

各分館の施設整備の問題なんですけれども、地区では、手すりつけたりスロープしたいという思いはみんな持っているんです。ですから、私らもそういう補助事業、市としてのあれはないのかと、たまたま聞かれる回数が最近ふえてきております。

実際、補助要旨を見ますと、確かにこういう福祉関係の設備に対して補助が全くない状況になっております。これは、教育委員会も認めておるんでしょうけれども、今、高齢化社会に向けて、やっぱりこういう配慮をする時期に来ているんじゃないかなと私も思いますけれども、市民もこういうところに金を使ってもらいたいという要望がかなり出てきているもんですから、やっぱりその時代時代に合わせた制度を変えていく方向にきちと持っていつてもらいたいなと思います。

今、ちょうど切りかえ時期ではないかと思うんですけれども、この辺について、手すりやスロープつけることに対して、地域の公民館にこういう施設整備をすることの補助要綱の改定もお願いしたいと思いますけれども、この辺の見解についてお伺いして、第2問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点か、質問がございました。

まず、実態調査でございますけれども、先ほど答弁申し上げたように、これまでもやってきましたし、じかに生産者あるいは組合等につきましてのお話を承ったわけでございます。やっぱり個々の対処ということになりますと、先ほど申し上げましたような問題がございますので、非常に難しいわけでございますが、全体として生産者全体に対しての対応というようなことにつきましては、これまでもとってきたし、これからも考えなくてはならないと、こう思っております。

それから、緊急対応としまして、先ほども申し上げましたように、四つあるわけでございまして、一つとは、やっぱりマルキンの問題でございまして、これは先ほど答弁したようにやっておりますし、また補正予算にも組んだわけでございます。

二つ目は、特定危険部位の焼却費、これは市独自でやったわけでございますけれども、これにつきましても補正予算を組んだところでございますし、平成 14 年度につきましても実施する方向で考えてまいりたいと、このように思っています。

問題は、3 番目の廃用牛の全頭買い上げ後の焼却処分、そして四つ目が大家畜経営維持資金の償還期間の延長でございまして、これは市独自というわけにはまいりませんで、先ほど申し上げましたように、県と一体となって国に要望してまいらなくてはならない問題でございます。

それにしましても、大家畜経営維持資金というようなものにつきましては、本市の場合、これまで利用するようにと、こういうようなことをしておったわけでございますけれども、余り利用者がおらなかった制度でございまして、いずれにしましても延長するような要望をしておるところでございます。

それから、検査牛の体制が未整備でございまして、非常に出荷がおくれていると、そういう中でのえさ代の問題でございまして、どのくらいの期間がおくれるかもあるわけでございまして、滞りなくなるまでにはどの程度の長期間を要するか、あるいは短期間で終わるかというような見通しがつかないわけでございますけれども、その辺のことを見まして、全期間というわけにはまいらないかと思いますが、一時的な期間でありましたならば、対応するというのも考えていってはどうかと、このように思っております。

それから、即売会、これはこの前も大変短時間で全量売り上げということで好評を博したわけでございますので、この辺はまたするかしないかは、これはやっぱり肉牛の組合の方々の御協力なければできないわけでございますので、この辺を話し合う必要があるかと思っております。

それから、葉山高原牧場に廃用牛を一時管理してはどうかと、こういうことでございまして、一時預けておくというような問題でございまして、これも全期間を市で面倒見るといわけにはいかないだろうと思っておりますので、ですから、そのうちの期間を区切って、市が対応するというようなことは、これから考えてもいいだろうと。

これまでですと、5 月中旬から 10 月の下旬までが対象になっておるわけでございまして、そういう全期間を全部市が考えるというわけにはまいらない、やはり放牧する方の負担というようなものも考慮に入れながら、その辺、こう思っております。

それから、排泄物の処理施設の助成制度でございまして、御案内のように、2 戸以上の農家で共同設置というような場合に、県とかがやっておる補助しておるわけでございまして、その場合、市はかさ上げと、こういう形になるわけでございまして、その辺、かさ上げも少し考えてはどうかと、このように思っております。

それから、堆肥の有効利用の問題がございました。これは非常に答弁したとおりでございまして、生ごみと一体化する、あるいはリサイクルの方法を考えると、いろいろあるわけでございますけれども、非常に言う

は易いんですが、実際にこれをやるということになりますと、どなたにするかとか、あるいは実際にそういうつくった堆肥の処理の問題、あるいは販売の問題と、いろいろ絡んでくるわけがございます。

いずれにしましても、堆肥、生ごみというものの処理というものは大きな問題でございます。これまでもいろいろ留意はしておるわけがございますけれども、今後とも、これは勉強させてもらいたいなと、このように思っております。以上かなと思います。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 少人数学級についてですが、余りにも簡単ということだったんですが、私たちに示された資料に基づいて簡潔にお答えをしたところでございます。

なお、若干詳しく申し上げたいと思いますが、少人数学級についての目標というんでしょうか、県議会の 11 月の定例会で、こういうふうに言っております。言葉が若干違いますので、御紹介しておきますが、県教育長の答弁です。

少人数学級編制は、子供たちに基礎基本を徹底させることとともに、一人ひとりの個性や能力を引き出す教育を推進し、あわせていじめとか不登校の問題の未然防止など、心の豊かさも育てたいというねらいを持っているというふうなことを言っております。

それを受けて少人数学級ということになるわけですが、これは私はあくまでもそういう目的で、少人数学級というのは、これは一つの教育をよくしていくための手段であるというふうに考えております。

実際、実効を上げていくには、教職員の資質向上とか、あるいは指導力の向上、これを期していかなければ、本当の効果は上がらない、ただ少人数にすれば教育はうまくいくなどということではないというふうに考えて取り組まなければならないというふうに思っております。

それから、各学校でのことですが、中部小学校、これは特別教室というのはやはりきちっとした目的を持ってつくってやったわけなので、それを普通教室に変えるということは、これは大変なことなわけです。

したがって、学校の方でも、学校運営上どういう問題点があるのかというようなことを十分出してもらって、そして学校としての意見をお聞きしながら、特別教室とか学習室を普通教室に転用して効果を上げていきたいというふうなことがあったわけでございます。

また、柴橋小学校については、オープンスペースを活用してということですが、これもオープンスペースの大変な目的があってつくったわけですので、これを変えろということ、これも学校で十分話し合いをしていただきました。ちょうど 67 人という人数で、4 月から 1 人ふえるというふうなことがあって、しかも 1・2 年から 3 年に変わるときに、学級編制がえをするというふうなこともあって、少人数学級の方向でぜひお願いしたいということがあった、そういう結果を受けての結論でございます。

なお、もう一つあれなんです、県の方では少人数学級編制に伴う教室の確保について、通学区域の調整による対応なども行っていく必要があるのではないかというふうなことを言っております。

本市といたしましては、大きく事情が変わってきていることから、必要であればやっぱり全体的な通学区域の見直しなども検討しながら、教室の確保を図っていかなければならないのではないかというふうに考えております。

あと公民館のことですが、運用上で大変まずいことがあるというのは、これは我々の指導上の問題ということで十分注意しておきます。

施設、設備についてのバリアフリー化については、計画的に進めておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午後 0 時 0 5 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 先ほどの質問で、公民館整備についての御質問がありました。お答えいたします。

まず、市が設置しております地区公民館、それから文化センターについてでございますが、先ほど委員長から答弁いたしましたように、介護予防拠点整備事業で対応しておりまして、柴橋地区公民館につきましては、進入路のスロープ、玄関の自動ドア、そして廊下の手すりなどを設置してまいりました。

南部地区公民館におきましても、新しい改築に合わせて、スロープの設置とトイレを改修しているところでございます。

お尋ねのありました西部地区公民館についてでございますが、このたび補正予算をお願いしまして、玄関を自動ドアにする工事、それから洋式の便器への改修などを予定しているところでございます。

なお、西部地区公民館の車いす用トイレの物置がわりの使用についてでございますが、そのような使い方は現在しておりませんし、少し物があつた経過はあつたかもしれませんが、支障のないように対応してまいりたいと思います。

また、二階のホールへの階段につきましては、今現在手すりがついておりまして、上りおりの安全に配慮しているところでございます。

さらに、文化センターについても、このたび車いす用のトイレ、それから洋式トイレの改修計画をしております。次に、自治公民館であります地区公民館分館についてでございますが、これは各地区の公民館の要望を受けまして、整備計画をしながら補助を対応してきているところでございます。

特に、これまでもトイレの改修につきましては、最近も皿沼公民館、島公民館が下水道工事、下水道化に伴う改修、それから高松公民館、中郷公民館の合併浄化槽によります水洗化の整備につきましても、補助をしてきております。

また、先ほど答弁いたしました和式トイレから洋式トイレへの便器の改修につきましても、今年度末広町公民館の改修について、補助の対象枠として対応してきております。以上でございます。

佐藤 清議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 第 3 問に入らせていただきます。残り時間も少ないようではありますが、B S E 対策については、ある程度やっぱり消費拡大が一番肝心なことではないかと思っております。

ですから、これまでも、先ほど例題に出しましたように、西川町のように、飲食店と共同で安い焼き、1,000 円ぐらいで食べられるようなそういう催し物をやっぱり繰り返しやってもらって、消費拡大につなげていってほしいと思います。

あとは、先ほど葉山の放牧場に老廃牛をという話があったんですけれども、やっぱりうば捨て山でないんですけども、実際、やっぱり今困っている、場所を提供する人がなかなか見つからないというような報道もありますので、その辺もやはり検討することであるのではないかというので、私は提案したつもりです。その辺も検討していただきたいと思います。

あと、堆肥化の問題なんですけれども、やはり市でやれることといたら、私、単純に考えたんですけれども、フラワーロードあたりで、堆肥を使って一つの消費拡大みたいな形でしてもらえば、農家も非常に助かるのではないかという感じはします。

農家の人は非常に人手不足でそういうのを敬遠しがちですけれども、やはり有機栽培をしていくには必要な堆肥でありますので、堆肥というより、有価物だと思います。やはりこういうのを基調としたいろいろな施策を展開してほしいと思っております。

あと、教育委員会の方ですけれども、先ほど中部小学校の問題も多々あったんですけれども、施設が不十分であれば何ぼ立派な、ある程度教育あれしても、余り窮屈な思いでやっぱり教育はなっていないし、少しやっぱり教育の環境整備も配慮すべきではないかと思っております。

あと、やはり今宅地開発などもどんどん進められるようになっていきますけれども、横道とか下釜あたりですね。

そういう中で、やっぱり学区編成というか、いろいろ話、教育長の方からもあったんですけれども、いろいろな今までの経過を見ますと、トラブルあたりいろいろ起こっておりますので、この辺ももう少し整備した上で、やっぱり市全体でこういう問題を、まちづくりにあって学校をどうするか、きちっとした方向性を出す必要があるんじゃないかと私は思います。

教育委員会ばかりで考えていると視野が狭くなって、学区をいじるということが先決になるような問題もありますので、その辺ももう少しまちづくりと一体になって学校教育環境も整えていってほしいなと思っております。

以上で第 3 問を終わります。

遠藤聖作議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 14 番、15 番、16 番について、22 番遠藤聖作議員。

〔22 番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は、日本共産党と、通告してある課題に関心を持っている市民を代表して、以下、質問いたします。

目を病んでおりまして、ちょっと読みにくいんですが、御容赦お願いしたいと思います。

最初に、国民健康保険制度にかかわる幾つかの問題について伺いたいと思います。

昨年 12 月、定例市議会で、同僚の高橋勝文議員から、国民健康保険制度に関して幾つかの質問がありました。

その中で、国保税の平準化について、市長は被保険者にとって有利な制度を活用するためだとして、もっぱら法定減免に対する国、県補助の有利不利の側面から見て、平準化を進めなければいけないという答弁を行っています。

私は、この平準化の問題を論じる場合に、もっと国保制度全体の中で見ていかなければいけないと考えます。

国民健康保険は、戦前の 1938 年、昭和 13 年に都市労働者の健康保険制度に相当する制度をとということで、農村住民の保健状態の改善を目的にして創設されたのであります。それが戦後、制度の実施主体を任意の組合制度から、市町村が実施するという、いわば当該市町村に居住する社会保険未加入者全員が強制加入する国民皆保険制度体制に移行してきたのであります。

それにあわせて、保険者の保険料に加えて、国、県、市町村も財政面から支えていく、そのための全面的な法改正も 1950 年を前後して、今日あるような国民健康保険制度に移行したのであります。

国保加入者の家族も含めて 7 割給付や、老人医療費の無料化が実施されたのは 1973 年で、いわゆる福祉元年と言われた年であります。

しかし、その後 1983 年には、中曽根内閣の行革の方針によって福祉見直し論が台頭し、老人医療費の有料化、勤労者の加入する健保本人の 10 割給付から 8 割給付への切り下げ、国保に対する国の財政負担も全体の 45% から 38.5% への切り下げ、さらに国庫負担なしの退職者医療制度の創設などが行われたのであります。

その結果、国保を運営する全国の市町村は、国保会計の財政基盤を弱体化させ、不足財源を保険加入者の負担をふやすことで賄わなければならなくなったのであります。

さて、被保険者に対する国保税の賦課基準であります。昨年の 12 月議会で市長が答弁したとおり、支払い能力に応じて負担する所得割額と資産割額並びに各人の受益の程度に応じて負担する均等割額と世帯割額になって、その合算で国保税は決まっていくのであります。地方税法ではこの組み合わせの割合を 40 対 10 対 35 対 15 と規定していますが、寒河江市では現実にはこれまで長い間、所得の有無に関係なく賦課され、負担感がより大きい応益割よりも、所得や能力に応じて負担する応能割の方により比重を置いた課税を行ってきたのであります。

そこで、市長に伺います。現在、寒河江市が負担軽減として実施している法定減額は、世帯の年間総所得金額が 33 万円以下が 6 割、世帯主を除く被保険者 1 人当たり 24 万 5,000 円を乗じて、金額以下の世帯が 4 割減額となっておりますが、具体的にどういう世帯が当てはまるのかであります。

所得から基礎控除だけを引くと、33 万円しか残らないという、そういう条件で見ると、夫婦と小学生の子供 2 人の世帯の場合、年収が 165 万円以下の世帯ということにおよそなるのではないかと思います。これは月々の食費や水光熱費、居住費、被服費、子供の給食代などを考えますと、生活保護ぎりぎりか、それ以下の年収の世帯が該当するというのであります。

ほかに災害などの被災者が申請によって減免を受けられる制度もありますが、現実にはほとんど該当しないのであります。申請をしても課税額は変えることなく、次年度に分けて全額を払いなさいという、いわゆる徴収猶予を認めてもらうのが精いっぱいであります。

しかも、世帯の担税力ということで、他の健康保険に加入している世帯員の収入も支払い能力として認定されるので、実際には、本来、失業などすれば認められるはずの申請による減免がほとんど不可能な実態であります。

しかも、1984年からは滞納者から保険証を取り上げる、あるいは交付しないという制裁措置も導入されてきています。こうした現実がある中で、応能割より応益割の割合をふやしていけば、あるいは平準化を進めていけば、全体として負担能力の弱い世帯への増税になっていくのではありませんか。長期にわたる消費不況やリストラ、企業倒産などが相次いでいる、こういう事態のときこそ、市民の懐から保険税を無理やり引きはがすようなやり方をしないで、一般会計からの繰出金を実施して、負担軽減を図るべきではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、低所得世帯の負担軽減を実効あるものに変えていくことについて伺います。

さきに述べたように、現在の国保税の減免制度について見ると、一つは、法定減免制度は、生活保護水準やそれ以下にならないと該当しないという現実があります。さらに、申請による減額の道も一応あるのですが、これもせいぜい先ほど申しましたように、徴収猶予してもらう程度で、実際に減額されたケースはほとんどないのではないかと思います。

しかも、世帯員全員の中に1人でも担税力、つまり支払い能力がある人がいれば、それが他の保険加入者であっても、代替して支払うという約束をさせられてしまうのであります。

少なくとも他保険加入者の所得まで支払いの対象にするような、高利貸しでさえやらないようなことは直ちに中止すべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、高額療養費の支払い方法について伺います。

国保の場合、月に6万3,600円を超えて医療費がかかった患者は、たとえ3割負担の範囲内であっても、過重負担を、重い負担を避けるために高額療養費を支給する制度がとられています。

しかし、この制度は、一たん窓口で患者が立てかえて支払った後に、数カ月後に還付されるということになっていて、そのお金は国保の窓口で9割の金額を貸し出すことになっています。

このことについては、以前、子どもが改善を要請して、何度も市役所に足を運ばなくてもよいように、即日交付、即日貸し出しされるようになりましてけれども、それでも病院からの請求を受けて、市役所に足を運んでお金を貸してもらい、また病院に戻って支払いをするというのは、どうにも大変なことであります。

このことについて、先日、山形市では、市立済生館病院で、病院の窓口で患者は自己負担分を支払うだけでよいという、いわゆる窓口委任払い制度を導入することを決めたという報道がなされました。寒河江市でも、この病院窓口委任払い制度を採用したらどうかと考えますが、市長の見解をお聞きします。

次に、薬価、薬の値段の問題について伺います。

健康保険の医療費給付事業の中で、大部分を占めるのが投薬費、いわゆる薬代ではないかと思われま。先ほど言いましたように、健康保険会計の積立金なども底をつき、医療費が年々高騰している中では、可能な限り節約を図るべきだと思います。

財源が不足するから税率や按分率を見直せばよいというのでは、余りに安易なことでありま。それだけでなく国民健康保険の加入者の多くは、消費不況やリストラや賃下げ、勤め先の倒産などでひどい目に遭っているのであります。国保の被保険者に負担を余りかけないで、この困難な局面を乗り切る方法はないものか。行政を預かるものとして真剣に考えなければならないと思います。

そこで、私は、市立病院で使用している薬について伺います。

最近、新潟県の聖籠町の町立診療所で、同じ薬効、薬の効き目のある医薬品を、高価な先発品から、安い後発品、ジェネリック医薬品というそうでありますけれども、の使用に切りかえたところ、薬代だけで年間 1,600 万円の節約になったという新聞報道の記事を見ました。

さらに、全国の開業医の 60% が加盟している保険医団体連合会では、薬効の重複する薬や効果の不確かな新薬の使用を控えて、後発品の使用割合を高めるために、後発品の共同購入運動をことしの 2 月から開始したという報道がなされました。

そこで、市長に伺います。

市立病院の使用している薬の実態はどうなっているのか。また、新薬と後発品の使用割合はどうなっているのか、伺います。

二つ目に、後発品の使用割合を高めるための努力をすべきだと考えますが、その見解を伺いたいと思います。

3 点目は、この問題について、市立病院の中で医師団、薬局職員、さらに事務当局の率直な話し合いが必要だと思われませんが、どうなっているか伺いたいと思います。

次に、通告番号 3 番の防災対策について伺います。

この問題については、平成 7 年の 3 月と 6 月に、阪神淡路大震災直後の事態を受けて佐藤暘子議員が、さらに平成 11 年 9 月の定例議会では、白岩禁地区で発生した土砂崩れという事態を受けて松田 孝議員が、それぞれの立場から質問に立って、災害を未然に防ぐための行政の努力を促しています。

災害は起こらないにこしたことはないのですが、不幸にして出会った場合、住民の生命財産の被害を可能な限り最小限にとどめるとというのが、行政の防災対策であり、そのための計画であります。

寒河江市の場合は、この間、数度にわたって、私たち市議団が、その充実と総合的な施策、対策の確立を求めてきましたが、今日に至るもまだ完成を見ていないようであります。

まず、その進行状況と現在の到達点及び完成時期を伺いたいと思います。

防火や防災、自然災害の可能性など、課題ごとに現状や問題点を市民に率直に明らかにするべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、活断層の存在とその調査の必要性について伺います。

市長は、過去の佐藤暘子議員の質問に対して、規模が一つの自治体にとどまらず広範囲に広がっているために、単独での調査は難しいこと、また費用も高額であることを理由に、市独自の調査は行えないとしています。

しかし、問題になっているのは、寒河江市の中心部を南北に走っている市民浴場から三泉まで、西根、石川を通過して三泉まで走っている活断層の存在にあります。確かにその延長は中山町から村山市の先までありますけれども、国や県待ちにならずに、寒河江市の部分だけでも独自に調査する必要はあるし、可能であります。

山形県は、平成 9 年から 3 力年をかけまして、県下の活断層、庄内から内陸部にかけての活断層の調査を行ったと聞いています。その結果はどうだったのか、伺いたいと思います。

確かに、活断層というだけで、不必要に恐れたりすることは全くありません。しかし、また一方で調査もしないで放置しておいては、根拠のない大丈夫論だと思うのであります。

今、トレンチ調査という簡単な調査方法があるようでありますけれども、県の調査でもこれをかなり採用しているようでありますが、大学の研究室などに依頼してはどうかと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。以上で第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、国民健康保険の問題でございます。

応能、応益割合の平準化についてでございますが、国及び県より、応能・応益割合を 50 対 50 に近づける平準化を図るよう指導されているところでございますが、平成 13 年度の県内の状況は 1 市 17 町が応益割合 45% を超えており、平成 14 年度には 2 市が 45% を超える予定となっているところでございます。

応益割合が 45% 以上 55% 未満になりますと、低所得世帯に軽減している割合が 6 割が 7 割に、4 割から 5 割となり、新たに 33 万円に被保険者数に 35 万円をかけた額を加えた金額以下の所得の世帯が 2 割軽減の対象となります。

賦課割合の平準化を図ることで、低所得者の負担が多くなるように思われますが、軽減割合を高め、2 割軽減の対象世帯を拡大することにより、軽減額が増加し、その結果、低所得階層の税負担が抑制され、低く抑えられることとなります。

この軽減された額につきましては、保険基盤安定化繰入金として公費負担に求めることとなりますので、その分、被保険者の税負担を減少できるものと考えております。

このようなことから、税率改正の検討に当たりましては、応益割合の平準化及び所得階層ごとの税額等、被保険者の方々の公平性が図られるような税率となるよう、国民健康保険運営協議会の御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

国民健康保険制度は、御案内のように疾病、負傷等の場合の保険給付を被保険者全体で支える相互扶助制度でございます。国民健康保険税は、その事業に充てる目的税で、応分の負担を求めることになっております。

被保険者は、だれでもが同じ給付を受けることとなりますので、応益割合を賦課することによって、公平な負担を求めるとされております。

また、国民健康保険事業は、被保険者という特定のものに対して行う事業で、事業の性質上、特別会計の設置が義務づけられているところであり、一般会計からの繰り入れは、特定の場合に限られるもので、国民健康保険税の負担軽減のため、一般財源を投入するということは、公平性に欠けるとともに、一般会計からの繰り出しにはなじまないものと考えております。

このようなことから、平成 14 年度当初予算では、制度に基づくいわゆるルール分を一般会計繰出金として、人件費、事務費、出産育児一時金、国保財政安定化支援事業については、満額計上しているところでございます。

低所得者対策ということでございますけれども、課税に当たりましては軽減措置があり、均等割や平等割につきましては、その 6 割または 4 割を軽減しているところでございますし、被保険者数の約 24%、世帯の約 28% が該当しているわけでございます。

そしてさらに、先ほど申し上げましたように、応益割合が 45% を超えることとした場合には、該当する世帯が増加し、被保険者の 37%、世帯の約 40% が該当することが見込まれるわけでございます。

そういうことで、低所得者の負担を少なく抑えることとなりますので、このことも低所得者対策の一つになるのではないかと考えておるところでございます。

また、国民健康保険税につきましては、世帯主を納税義務者とし、被保険者である世帯員についてのみ、課税対象として算定しておりますが、当該納税義務者または被保険者が、一つには公私の扶助を受け入れたとき、それから二つにはその年の所得が皆無及びこれに準ずると見なされるとき、三つには災害を受けたときの、いずれかの理由で減免申請がなされたときには、この国民健康保険税条例等の定めにも照らして対応しているところ

ろでございます。

それから、他保険者の取り扱いでございます。世帯の他保険者の取り扱いでございますが、他保険者の所得に関しては、課税の算出基礎には含まれていないことは、今申し上げたとおりでございます。

しかし、国保税の納税義務者については、国保の被保険者のいる世帯の世帯主は、他保険加入者であっても国保の納税義務者となります。

これは、給付を受ける方に対する個人課税主義をとると、高齢者とか幼児等の所得のない方に対しましても課税することになってしまうため、主たる所得者である世帯主に課税をすることとされておりまして、この保険給付という受益の内容から見ましても、経済効果が世帯全員に及ぶことから、世帯課税主義となっているところでございます。

したがって、担税力の判断におきましても、世帯全員について考慮すべきものと解しているところでございます。

それから、高額療養費の委任払いの御質問にお答えいたします。

山形市でその実施について検討しているようでございますが、具体的な実施方法や医療機関との調整などについては、まだ検討中とのことでございます。高額療養費の貸付制度は、高額療養費の支給がレセプト点検等のため、2カ月後となることから、支給を受けるまでの間、当該医療費を支払うための資金として、支給見込み額の9割を貸し付けする制度でございます。御案内かと思えます。

本市では、貸し付け申請されたものは、迅速に対応し、約1週間程度の短期間で被保険者へ貸付金を支払うなど、貸付制度の円滑な運営と被保険者の利便を図っているところでございます。

ちなみに、本市の高額療養費の支給件数は、2月末で680件であり、医療機関は寒河江市立病院が約119件で17.5%、県立河北病院が162件で23.8%、その他山形市の医療機関などであり、広域化しております。

貸付件数は、2月末で52件となっており、医療機関は、寒河江市立病院及び県立河北病院がそれぞれ1割程度になっており、残りは山形市内の医療機関となっております。

委任払いにつきましては、受診機関が広域化している中でどこまで対象にするのか、実施の方法、それから医療機関との調整など、検討していかなければならないことが多くありまして、今後の研究課題と考えております。

次に、薬価問題でございます。

御案内かと思えますが、薬価とは、厚生労働大臣が、保険医療機関で保険診療を行う際に使用できる医薬品とその価格を薬価基準として定め、告示しておりますが、この薬価基準で定められた医薬品の価格でございます。

医薬品は、国の承認により製造販売が可能になりますが、薬価基準に収載されることによって医療機関での使用が可能となり、医療機関の購入価格にかかわらず、薬価によって受診者の窓口負担金や医療機関の保険請求額が算定されることとなります。

現在、薬価基準の収載品目は約1万2,000にも上っており、個々の医薬品の薬価は、市場実勢価格の加重平均をもとに2年ごとに改定されておりますが、ここ数回はかなりの幅での引き下げが続いております。

この新たな医薬品は、医薬品メーカーのさまざまな研究、それから試験などのプロセスを経まして、国の製造販売承認、薬価基準の収載を得て、その後一定期間は特許により独占的に製造販売されることとなります。

しかし、特許期間満了後は、他の製薬会社も同じ成分の医薬品を製造することが可能となり、先発品とともに同種、同成分のジェネリックと呼ばれる後発品が市場に併存し、流通することとなるわけでございます。

新薬つまり先発品の開発には、一般的に10年から15年の歳月と150億円から200億円程度の費用を要すると言われておりますが、後発品いわゆるジェネリックは、開発期間や開発費用をさほど必要としないため、通常は先発品に比べ低価格で流通することとなり、結果として後発品の薬価は低く設定されることとなります。

これらのことから、医療機関が後発品を使用すれば、薬価の違いから、受診者の負担軽減と医療費の削減が図られることとなりますが、後発品については中小メーカーが多いことなどから、副作用などの安全性に関する情報提供が不十分なこと、急な製造中止など供給面での不安定性があることなど、大きな課題を抱えており、その使用がなかなかふえない現状にあると聞いておるところでございます。

市立病院で使用する医薬品についてでございますが、医薬品の採用については、毎月1回、医師及び薬剤師全員で構成する薬事審議会において、安全性や治療効果などのさまざまなデータを詳細に検討し、仮採用の可否を決め、3カ月間使用後に、再度、安全性などを確認し、本採用または中止を決定するシステムで行っております。

また、この審議会では、事務部門の意向を受けて、医薬品の効率的な使用や管理についても、類似薬効品の使用中止や整理に関する協議など、病院としての統一的な医薬品使用という点も考慮し、審議を行ってきたところでありまして、採用する医薬品の選定に当たっては、何よりも安全性が高く、治療効果にすぐれていることが必須要件となりますが、同種の後発品がある場合は、価格優位性もあわせて検討の対象とし、すぐれた後発品については随時採用を行ってきたところでございます。

平成13年4月から、平成14年2月までの市立病院の医薬品の使用品目は1,025、金額は4億8,515万円でありまして、このうち後発品は3.3%の34品目で、金額は1.1%の520万円でございます。

一般的に、大きな病院ほど、比較的症状の安定した患者が多い診療所と異なり、高密度の医療提供ということから、後発品の存在しない医薬品を多く使用しなければならないことや、多くの診療科からの処方にかたえるために、多種類の医薬品を常備する必要があることなどから、後発品の使用割合は高くなりにくい状況にあると言われております。

しかし、平成14年4月1日から、診療報酬改定が実施されますが、改定の答申において、後発品の使用促進が重要項目の一つとして取り上げられており、処方箋料、保険薬局での調剤などに関し、後発品についての加算が新設されるなど、後発品使用の環境整備がかなり進むようであります。

このようなことから、市立病院で今後使用する医薬品については、受診者の負担軽減や、医療費の削減を考慮し、後発品についても薬事審議会の検討素材として幅広く取り上げてまいりたいと考えているところでございます。

次に、防災対策について申し上げます。

地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づきまして、都道府県の地域防災計画と整合性を持ちながら策定する地方公共団体の総合的な災害対策の基本となるものでありまして、市、関係機関、住民等がその機能を発揮し、災害から住民の生命、身体、財産を保護することなどを目的とするものでございます。

現在の地域防災計画では、災害予防計画、災害応急対策計画とも、共通事項の中で水害や土砂災害など、各災害に対する対策を規定しているにとどまっております。

見直しに当たりましては、震災、風水害など個別の災害に対応できるような地域防災計画とするために、県の計画との整合性を図りながら、見直しを行ってきているところでございます。

見直しの概要について申し上げますと、さまざまな災害がありますが、平成7年に発生した、阪神淡路大震災などを踏まえまして、大きく風水害対策、震災対策、個別災害対策に分類し、個別災害対策につきましましては、雪害対策、道路災害対策、林野火災対策などをまとめております。

災害対策については、防災対策の強化を図るため、自主防災組織の育成、それから事業者の協力による応急対策の推進、ボランティアの受け入れ、活動環境の整備や災害弱者対策としての災害への対応能力の弱い高齢者、障害者などの安全確保対策の推進などを計画に組み込んでいきたいと考えております。

また、避難場所や地すべり、急傾斜地崩壊危険区域などを入れまして、常日ごろの心構えや、万が一の際の避難等に対応できるように計画していきたいと考えております。

これらの内容については、防災計画が防災会議で決定しましたならば、住民にわかりやすい形で広報、周知をしまいたいと考えております。

この見直しを進めている地域防災計画について、現在、防災関係機関・団体等との事前調整協議のための準備を進めているところでございます。

この防災関係機関・団体等との調整協議が整いましたならば、防災会議を開催し、地域防災計画を決定していただくこととなります。5月ごろまでには見直しが完了できるものと考えております。

次に、防火や防災、自然災害などの可能性を課題ごとに市民に明らかにしてはどうかというようなことでございますが、地滑り防止区域や急傾斜地崩壊危険区域などの区域には、現在でもその旨の標識が設置されておりますし、国土交通省山形工事事務所では、最上川の洪水のシミュレーションも公表してあります。

市では、これまで万が一の自然災害と火災災害に備えての防災訓練や危険区域の防災査察などを通して、地域防災体制の整備、防火防災思想の啓蒙を図るとともに、自主防災組織の育成を推進してきており、これまで17地区で自主防災組織が組織化され、自主的に防災訓練などの活動を行っております。

これからも、市の防災訓練や消防団の各分団ごとに実施している防衛訓練、また自主防災組織が実施する防災訓練などを通して、防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

最後に活断層についての質問にお答え申し上げます。

平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震いわゆる阪神淡路大震災、それ以降、全国的に活断層に対するところの関心が高まってきております。これらのことから前科学技術庁では、全国に約2,000余りあると言われる活断層のうち、その活動が社会的、経済的に大きな影響を与えられとされる98の断層帯を選定しました。

この断層帯の調査を推進するための事業が、都道府県及び政令指定都市を事業主体として、平成7年度から開始されております。山形県では、対象となった四つの断層帯について、平成9年度から活断層の位置や長さ、活動時期、活動間隔を明らかにして、活動規模を把握し、地震防災の基礎資料とすることを目的として調査を実施しております。

平成12年12月に、平成9年度から平成11年度にかけて調査を実施した断層帯の調査結果を取りまとめた概要について、県から報告されております。

この報告書によりますと、寒河江市内の活断層が含まれている山形盆地断層帯とは、大石田町の横山付近から山形市村木沢付近にかけての断層帯であり、寒河江川を境に断層帯を北部と南部に分けてあります。

活断層の調査は、既存資料調査、空中写真判読、地表踏査により全体を調査し、その中で必要な箇所については、詳細調査地区を選定しております。詳細調査地区として北部区間の河北町根際地区及び南部区間の山辺町大寺地区においてボーリング調査、トレンチ調査を実施しております。

この調査結果をもとに、山形盆地断層帯の南部区間の調査成果として、次のように報告されております。

断層の位置、長さにつきましては、寒河江市東部から山形市村木沢付近にかけて分布し、延長約20キロ、最新の活動時期としては、トレンチ調査で確認された断層の切断被覆関係から、4,400年から3,890年前と推定されております。

平均活動間隔としては、ボーリング調査やトレンチ調査によりまして検出された最新活動時期の一つ前の活動時期が約9,000年前と推定され、その活動は、約5,000年間隔と推定されております。

県では、平成13年度で、県内四つの断層帯の調査を終了し、平成14年度において総合的に取りまとめ、各断層帯ごとの地域にブロック分けし、調査結果の概要についての説明会を開催していくとのことでございます。

さらに、国、地震調査研究推進本部でございますが、国においては、これらの調査結果を分析し、平成16年度までに長期発生確率の算定が行われることになっているようでございます。

市独自に活断層の調査が必要なのではないかとありますが、今申しあげましたように、活断層は行政区域を越えて広範囲に及んでいること、また調査解析に専門的な知識を必要とすることなどから、県レベルでの調査が進められてきているものでございます。

県の調査内容につきましては、今申しあげましたように、それぞれの断層帯において、既存資料調査、空中写真判読、地表踏査により全体を調査しております。

また、ボーリング調査、トレンチ調査を必要とする場所については、それぞれ調査を行っておりますので、市独自で調査する必要はないと考えております。以上です。

佐藤 清議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 2 問に入りたいと思います。

国保の問題について、法定減免になる世帯は、基本的には減免になるわけですから問題は、全くないわけではありませんけれども、一定救済の措置はとられるわけですが、問題はそこに行かない世帯、こういう世帯の中にも生活保護すれすれの世帯が非常に多いというのが実態、先ほどの所得の概算で明らかにしたように、そういう国保の世帯が非常に多いということが特徴なんです。

その救済は何によってなされるか、それはいわゆる条例による減免、申請による減免しかないわけです。ところが、これも先ほど市長は非常に極端な例を出しましたけれども、世帯主課税で、世帯主が他保加入者でも国保加入者で幼児とか高齢者がいる世帯というふうな表現しましたけれども、こういう世帯はあり得ませんね、普通は。大抵扶養家族になって、社保いわゆる社会保険加入の扶養家族になっているケースが多いわけです。

世帯主が社保で、父親やじいちゃん、ばあちゃん、あるいは自分の娘や息子が小さい、幼児ですけども、が国保だなんていうケースはほとんどないのではないかというふうに思います。ですから、先ほどの例は余り極端ではないかというふうに思います。

実際には、父親が国保で、二十歳過ぎぐらいの娘や息子が社会保険というケースが多いんです、実際には。その場合、父親や母親が少し収入があって、そして国保に加入していて、息子の扶養家族になれなくて、国保に加入していると、そういう世帯の御本尊が失業した、あるいは大けがをして働けなくなったというふうになった場合に、申請減免という方法がとられるわけですが、それがほとんど実際には認められていない、現場では。そういう実態があるんです。だから、そこを何らかの改善をすべきではないかと。

ところが実際には、息子や娘が働いているんでねえかと。どこかに勤めていて月 10 万円ぐらい給料もらってくるんだらうと。そこから出してもらえというふうなことになるのが実態なんですね。

これはちょっとおかしい、制度上もおかしい、制度の趣旨からしてもですね。そういうことを私は言いたかったわけで、そういう内容も事前にきちっとお知らせしたはずなんですけれども、なかなか理解されないなというふうに思います。

全国的にはそういう意味で、生活保護の年収の 1.5 倍までをいわゆる申請減免の対象者として見なすとか、そういう措置をとっている自治体が結構出てきています。担税力についても、先ほど言いましたように、他保加入者の世帯の所得は、申請減免の際は考慮しないというふうな、いわば当たり前のことなんですけれども、そういうふうな措置をとっている自治体がふえてきています。その場合の財源ですけども、一般会計からの繰り入れで賄っているというケースが多いわけであります。そういう点で、ぜひ再検討を促したいなというふうに思います。

次に、高額療養費の窓口の委任払いでありますけれども、私は県立病院とかほかの市外の病院にも通っていて、高額療養費の申請者がいるということについて、別に問題視するわけではありませんで、隗より始めよということで、まずやれるのは寒河江市立病院じゃないかと。

高額療養費の場合は、通院患者ではほとんどありません。入院患者であります。しかも、大きな手術をしたとかいうケースでありますけれども、こういう人たちの家族の負担を少しでも軽減してあげるという意味で、窓口委任払い制度というのは有効だなというふうに思っています。

山形市でも吉村市長は、すぐにその意味をわかったようでありまして、やりましょうというふうになったそうなんですけれども、何せやっぱり、今、市長が言ったように、考えれば困難なことがたくさんあります。でも、やろうという前向きな姿勢で向かっていくかですね、この問題に。ああ、大変だ、大変だというんで、放り出してしまおうか、その違いがあると思います。そういう点で、今、山形市は、職員も含めて悪戦苦闘して、

実現にこぎつけようと努力しているようでありませけれども、とりあえず山形の市立済生館病院から始めようと。

あそこにはいろんな大きな公共の病院がありますけれども、とりあえず自分たちのところから始めようということで努力しているという話を聞いています。

ぜひ、そういう姿勢に学んで、寒河江市でも研究していただきたい。市長も検討してみたいということでもありますので、ぜひその点を、単に枕言葉にしないで、実際に取り組んでいただきたいというふうに思います。それから、薬価の問題です。

この問題を取り上げるに当たって、大変私は悩みました。素人ですので、薬の世界というのは、小説なんか読むとお化け屋敷みたいな世界でありまして、メーカーと、あるいは病院とかいろんなつながり、絡まりがありまして、なかなか難しい世界のものでありまして、この問題を取り上げるには非常に角度が難しいなというふうに思いました。

せっかく病院長が来ているので、関連してお伺いしますけれども、この資料も前もって渡しておりますけれども、長崎県の開業医の本田さんという方が、後発品を使ってこういうふうになりましたよと、薬の名前まで上げて具体的に説明しています。

例えば68歳の女性の投薬のことですけれども、この患者さんは高血圧症、それから変形性脊椎症、慢性肝炎、胃潰瘍、それから狭心症、こういう病気をたくさん持っている患者さんで、その方に先発品を入れたときと後発品を入れたときの薬価だけの比較なんでしょうけれども、これが約半分近くになっているわけです、1カ月の薬代が。1万1,850円から6,530円になっている。当然、患者さん本人の自己負担も5,240円から3,640円にというふうに軽減されてきているという具体的なケースが載っています。

そして、市長は、副作用とか言いました。後発品の副作用とか、薬効がはっきりしないとか言いました。ところが、これを見るとまるきり逆のことを言っているんですね。

例えば外国などでは、いわゆる製薬会社という、いわゆるプロパーの伴う、病院に対して売り込みに行きますけれども、そういう制度がなくて、医薬品は国際基準で評価の定まった薬を使っているらしいんです。

国際的に評価の定まった医薬品というのは、実は先発品ではないということなんですね。つまり、実際に使われて広く普及していて、そしてその効果もはっきりしているということは、要するに新薬ではないということなんですね。後発品だという意味のようなんですけれども、これを基準にして使用しているというふうになっているようなんですね。オーストラリアあたりでは。

日本では、さっき市長が言ったみたいに、中小企業がほとんど後発品のメーカーだと。だから無論プロパーを抱え込むような力もないし、きれいな宣伝品をまくような力もない。ですから、日本では医師の間では、大手の薬、要するに新薬メーカーなどは、そこでつくる薬はいいのだと、優秀な薬なんだというふうに医者の中にしみ込んでいるという説明が、うそか本当かわかりませよ、そういうふうなことをこの本田さんというお医者さんは言っています。そこに、日本で安い薬、つまり後発品が普及しない大きな原因があるというふうな指摘をしているようでもあります。

成分はほとんど同じだそうでもあります。後発品というのは、ただ添加物やカプセルの材質などで違う。それから、工場のことがよく言われるということも言っていましたけれども、大きいきれいな工場で作るのが先発品で、小さい汚い工場で作るのが後発品だというような話もあるようでもありますけれども、実際には今は全部同じ条件で、ほとんど同じ条件の工場で作られているというふうなことを言っているようでもあります。

そして、何よりも安いというのであれば、これは、先ほど来、問題にしております国保会計、大変なピンチに今なっていますけれども、こういうのの改善にも一役買えるのではないかとというふうに私は思ったわけがあります。

ですから、何も他意はないんです。でも、先ほど聞きましたように、市立病院では、現在、パーセントにす

ると品目で 3.3%、金額で言うと 1.1%しか現在後発品は使われていない。これはぜひ院長先生に一肌も二肌も脱いでいただきまして、ぜひ寒河江市の国保会計に協力していただき、そして同時に患者さんの負担も軽減していただけますようお願いをして、薬事審議会が月 1 回やられるということでありますので、ちょっと本格的に時間をとって後発品の扱いについて検討していただけないか、どうお考えになっているかお伺いをしたいと思います。

それから、防災計画でありますけれども、県の調査報告書、私も拝見しました。コメントも載っているようであります。

それによりますと、寒河江に走っている活断層は、寒河江山辺断層というそうでありますけれども、実際にトレンチしたわけではなくて、寒河江の部分は高速道路の掘削の際に、高瀬山で断層が発見された。それで、その調査をしたんだというのが、山大の山野井先生の記述の中にありました。

それによりますと、確かに 5,000 年周期で 4,400 年から 3,900 年前に動いたというくだり、記述があります。そうすると残り、残りというとおかしいですけれども、600 年から 900 年の間に、もう 1 回ぐらいありそうだという程度の活断層なんです。これから 600 年から 900 年の間に動く可能性があるというふうな理解をしたんですけれども、そういう意味では、浦島太郎のような話でありまして、余り心配することないんじゃないかというふうに思います。

ただし、これはやっぱり寒河江の断層もきちっと詳しく調べたわけではなくて、高速道路の余祿の工事に出てきた結果でありまして、ぜひ寒河江市の中心部のどこかを一度トレンチしていただき、大体 1,000 万円ぐらいでできるそうであります、掘り下げていただき、確かなものをつかんでおくということが大事なのではないかというふうに思います。

特に、あの一帯は今後、横道の区画整理や土地開発公社の宅地造成や木の下、下釜、山岸地区の区画整理事業などが予定されておりまして、住宅が今後張りついていく。今でも相当な密集地帯でありますけれども、その下辺部分にも住宅が張りついていく計画があるわけでありまして、ぜひこの際、どこかを選んで市独自の調査、山野井先生は、依頼があればやると言っていますので、ぜひそこら辺を考慮して見ていただきたい、調査していくべきではないかというふうに思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

それから、防災計画については 5 月ごろに何とか目鼻つけたいという答弁でありました。大変長い時間かかりましたけれども、やっとここまで来たのかという思いがあります。ぜひなるべく早く市民にも公開していただきたいということを強く思います。第 2 問終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 低所得者の減免というようなことにならないかと、こういうことですが、まずは1問で答弁したとおりなわけございまして、制度的な面もそういうことございまして、あるいは公平、公正の原則から言います、非常に減免という取り扱いには慎重にならざるを得ないし、しなくてはならないと、このように思っておるわけございまして。

先ほども申しあげましたように、いわゆる平準化という方向で持っていくことによりまして、低所得者の軽減につながるんだというようなことを御理解いただきたいと、このように思っております。

その平準化というものを採用することによりまして、国からも安定化繰入金も入ってくるわけございまして、その分だけ国保の会計の負担が少なくなる、こういうことになりますれば、国保税の上げ幅も少なくなると、国保税の負担も少なくなると、こういうことになるわけございまして、現在の減免制度というものを活用しながら対応したいと、こう思っておるわけございまして、また先ほども申しあげましたように、世帯中心になっているということでございまして、これはやっぱり制度的な問題ございまして、そういう中で国民健康保険税の賦課ということになるわけございまして、これは御理解いただかなくてはならないと、このように思っております。

それから、高額療養費の委任払いのことございまして、これまでも御質問等がございましたので、市いたしましてもいろいろ研究はしておったわけございまして、ですけれども、先ほど答弁申しあげましたように、非常にいろいろな難しい問題があるということでございまして、数多くの医療機関との調整というものもあるかと思っております。

そんなことで、足を運ぶ回数も多いんだというようなことの実態もわからないわけではございませんけれども、非常に難しい問題ございまして、これからも勉強させていただきたいと、このように思っております。

薬価の問題につきましては、病院長の方から答弁していただきます。

それから、活断層、1,000万円ぐらいでできるから調査してはということでございましてけれども、これはやっぱり1行政区域だけの調査ということでは、活断層、これは余り、何と申しますか、やっぱり広域的にこれは調査したり、トレンチ調査もやるのが望ましいのではないかと、こう思っておるわけございまして、先ほど申しあげましたとおり、難しい問題だと、このように思っております。以上です。

佐藤 清議長 病院長。

佐藤政悦病院長 先ほどのジェネリック使用について、お答え申し上げます。

まず、ジェネリックというふうな薬とか先発品という薬なんですけれども、その辺から整理させていただきたいと思うんですけれども、ジェネリックの定義といいますが、これは、先発品、先発品というのは、最初、膨大な経費をかけてつくるわけなんですけれども、先発品が出ますと約 6 年から 10 年間の特許期間、これはその先発品だけの薬しか出ていません。その特許が切れた後につくれるもので、先発品と同じ成分で同じ薬効のあるもの、しかも先発品と比べて安くなります。そういうものを総称してジェネリックと言います。

ですから、A という先発品があると、その先発品の特許が切れると、B、C、D とか、いろんな名前の薬が出てきます。それを総称して、A 以外のものをすべてジェネリックというような言い方をします。

以前は、ジェネリックに対するの評価というのは、やはり安かろう、悪かろうという、そういう評価があったかと思います。確かに、いい薬もたくさんあったんだろうと思うんですけれども、中にはやっぱりそうでない薬もあったような、そういうふうな私としては印象を持っています。

そんな中だったんですけれども、そんなわけで、多くの病院としては、やっぱり確かな薬、効果ですね、それとあとは安全性等を考えると、やはり以前は先発品を中心に使うというふうな、どうしてもそういうふうな形、そういうふうな傾向にあったんだろうと思います。

しかし、最近、医療費がどんどんふえています。30 兆円を超えていますし、そのうちの約 7 兆円、それを超えるくらいは医薬品、薬代だと言われています。その抑制を迫られている中で、医薬品として同じような効果があるならば、やっぱり安いものを促進させたいというのは当然の成り行きだろうと思います。

しかし、やはり、先ほど言いましたように、安かろう、悪かろうという、そういうふうなイメージがある中で、国としても、ジェネリックをどんどん使っていきなさいというのは、なかなか踏み込めなかったんだろうと思います。

平成 11 年に中医協、中央社会保険医療協議会ですか、ここでは良質な後発品の育成ということを提言しています。また、そのときの厚生省は、平成 11 年から 5,500 種類に上る種類の薬品の品質の再評価ということを始めました。ただ、かなりこれは膨大な量に上るものですから、平成 11 年から始めて平成 16 年までにやり上げるというふうなことで、今、少しずついわゆる薬の方をそういうふうな再評価している段階です。

その再評価した結果というのを、医療用医薬品品質情報集、いわゆる日本語版のオレンジブックと言われてはいますが、そこにきちっと、そういう評価してこうでしたよ、このジェネリックはこうでしたよというふうな形で載せてあります。そういう本をつくっています。

そもそもオレンジブックというのはどういうところできたかといいますと、これはアメリカでジェネリックを促進させるというふうなために、FDA が薬の品質をチェックして、それに合格した薬を載せているというのがオレンジブックなんですけれども、その日本語版をつくって、今いろいろと確かめている途中です。

ですから、多くの薬の中で、そのところに適合しなくて、やっぱり載せられなかったというふうな薬も当然あるかと思いますが。

その中で、私は時々、院長研修会等々に出させていただくんですけれども、ここ二、三年ぐらいの研修会の中では、ジェネリックも大分品質よくなってきて、しっかり製造するところも、その技術も十分よくなって、薬としては十分に効果がありますというふうな話をやっぱり聞くようになりました。

これは、厚生労働省とか自治省、そういうところあたりの方の話とか聞くことが多いんですけれども、やはりそのジェネリックをこれからは大丈夫だから使っていったらどうでしょうかというふうなことを進めているのかなというふうな、そのころにちょっと思っていました。

それと、今回の診療報酬改定、これは今回の 4 月からなんですけれども、その中で先ほどの答弁の中でもあ

りましたように、ジェネリックを使った場合は、いわゆるお金を高くいただける、処方料と調剤加算、これが各 20 円ずつ多くいただけるというふうなことがありまして、ジェネリックを使うことを促進するような、そういう方策が出てきました。

医療がかなり膨らんでいる危機的な中で、同じ効果であればやはり安い薬を使っていくということは、もっともな意見だと思いますし、私もこれは賛成であります。

ですから、病院の中でも、十分にこれは大丈夫だという効果のあるジェネリックに関しましては使うようにということで、審議会等々の中で進めていきたいと思えます。

ただ、では、いろんな問題が解決されているのかというと、まだ解決されていないというんですか、そういう問題は確かにあります。

まずその第 1 点が、先ほど言いました品質の再評価、これは平成 16 年に一応一段落するというので、まだ途中であります。ですから、再評価の出ていない薬もまだかなりあります。

それと、同じ薬なんですけれども、例えば先発品とジェネリックというのは同じ成分だということになってるんですけれども、保険適用が同じかといいますと、必ずしもそうでない場合があります。

例えば、高血圧のレニベース、高血圧の方だと使っている方もおられるかと思うんですけれども、レニベースという薬は、これは高血圧とか心不全のときに使う薬なんですけれども、そのジェネリックの場合には、高血圧の適用はあるんですけれども、心不全という適用はありません。

ですから、同じ薬だけれども、実際は先発品とジェネリックの違いというんですか、そういうことがあります。

あとは、ちょっとこの辺が少し問題だろうと思うんですけれども、病院の医師数が多くなってしまうと、なかなかジェネリックというんですか、ちょっと混乱してしまうということがあります。

例えば、寒河江市立病院の場合は、常勤の医師が 13 人、それから非常勤医師 14 人、全部で 27 人で診療体制をやっています。しかも、常勤の医師も勤務交代ありますし、それから非常勤の医師はパートで大学から来ているいろいろ変わるということがあります。こういうふうによくのドクターが出入りしているということと、あとは病院で使っている薬、1,000 種類以上に上るわけです。そのうちの約 2 割ぐらいをジェネリックにした場合に、200 種類以上の薬が名前が変わってしまうわけです。

大学から来るパートの先生が、大学で使っている薬の名前、それと市立病院で使う薬の名前、あるいは別のところにパートで行く場合に、そのジェネリックの名前が違った場合に、同じ薬なんですけれども、そこで処方すべき処方箋の書き方が違うわけです。そういうふうなことになるますと、どうしても煩雑になって、薬の出し方を間違ったりということも起こらないとも限りません。

そんなわけで、どうしてもやっぱり最も一般的に知られている名前にどうしてもなりやすいというような傾向が今まであったのかなと思います。

ところが、数が少ないところ、あるいは開業の先生の場合ですと、その先生 1 人の頭の中の記憶だけを変えればいいということになりますので、比較的変えやすいのかなというふうに思えます。

それから、ジェネリックの場合、その包装単位、病院で薬を入れる場合には、1 錠、2 錠単位で買うんじゃなくて、やっぱり包装は何百錠あるいは何千錠単位かで買うわけです。ジェネリックの場合はどうしてもその包装が大きくなる傾向があります。

薬事審議会では仮採用という形になります、3 カ月ほど仮採用するわけなんですけれども、そのときにはできれば小包装で買いたいんですけれども、二、三百錠ぐらい買って、それで使ってみてという形にしたいんですけれども、それがやっぱり何千錠単位になりますと、ごそっと買って、この薬はちょっとよくなさそうだというふうなことでやめた場合に、どうしても残ってしまうとかで、買うときに少し小回りがきかない等々があります。

やはりあとはいろんな情報、例えばこの薬に異物が混入したとか、あるいは重大な副作用があったとか、そ

ういうふうな情報というのはいち早く欲しいんですけども、そういう情報もやっぱり小さな会社ですとちょっと少し情報が回りにくいんじゃないかというような不安もあります。

こういうちょっと、これから解決しなければならない問題等々もあるんですけども、やはり同じ効果で安く済むならば、それを使っていくというのは当然の考え方だと思いますので、そのところは、これから頑張って進めていきたいと思います。以上です。

佐藤 清議長 遠藤聖作議員。12 分ぐらいあります。

遠藤聖作議員 大変丁寧な薬の説明、私もよくわからないことたくさんありまして、ありがとうございます。

国保については、もう少し議論を積み重ねていきたいというふうに思います。これは担当者とも、もっともっと議論を重ねて、何とか方向が見えるように頑張っていきたいなというふうに私も思います。

なぜなら、滞納者はどんどんふえる一方だし、国保税の支払いに苦しんでいる人も結構いるわけでありまして。それを単に公平の原則からだけ割っていけば、ある意味では平準化の方向というのは、いわゆる所得を見ない平等主義といえますか、そういうふうになるのではないかというふうに思いますので、安易にその道に踏み込む、これは政府の施策が前にあって、それで自治体がやむを得ず、そういう方向に誘導されているという側面があって、単純に自治体ばかりを責められない問題があるわけですが、それでも可能な限りのいわゆる負担軽減を図っていく努力を自治体としてやっていくという姿勢だけは持ってほしいというふうな思いがあるので質問するわけでありまして、市長としても、その辺はよく考えてほしいというふうに思います。

それから、高額療養費の支払い方法の問題はやっぱりこれは先行自治体のやり方を見習えばいいわけです。何も難しく考えることはなくて、県内ではまだありませんけれども、県外にはそういう例がたくさんありますので、そういうところを調査して、お尋ねをして、あるいは職員を派遣して、やり方を見習えばいいわけですから、何も難しくありません。

ぜひそういう点を、あるいは山形市などとも協調して、そういう方向に進めばいいわけですので、ぜひ実現の方向に踏み込んでいただきたいというふうに思います。

それから、薬価の問題は、大変いいお話をたくさん聞かせてもらいましたけれども、確かに後発品の弱点というのは、例えば入荷までに大分かかるかというふうな話もあるそうです。あるいは薬剤管理が難しいというふうな問題等がありますが、それはでもマイナスの要因からいけば、そんなに大きい要因ではないのではないかとこのように思います。

後発品がなぜ先発品より安全かといえますと、ある意味では人体実験は先発品ですとずっとやっちゃっているわけですから、何年となく。そのコピーですから、いわば何年となく確かめられた品物が後発品として出ているわけですから、比較的安全なのではないか。

逆に新薬の方が危ないと。事務長、首振ってますけれども。新薬でいろんな弊害が出ているケースってありますよね。新聞などでもよく出ますけれども。

その点、後発品というのは副作用はあるかもしれない、ある程度の。でも、成分的には先発品とほぼ同じなので、そういう点では比較的安全なのではないか。

ただ、うわさでひところ随分言われたのは、町工場のような汚いところで薬をつくっているから危ないんだというふうな、そういううわさがひところ随分流れて、信用を落としたというケースもあるようですけれども、今はほとんどきちとした工場で作られているので、その心配はないというふうなことです。

やはりお医者さんの判断だと思います。それは、特に市立病院は山大からの派遣の先生が多いので、山大との薬の共通性という問題が非常にネックとしてあるんじゃないかというような気がします。

ぜひそれでも派遣の先生方の意思を統一していただきまして、ぜひ効果のある後発品を使っていただければ、市民も寒河江市も病院も患者もみんな負担が軽くて済むようになるという、その点で説得あるいは理解を求める努力をしていただきたいなというふうに思います。

私も、市立病院の患者の一人でありまして、いつもお世話になっておりますけれども、ぜひその点、月々の負担が軽くなるようお願いをして終わります。

伊藤 諭議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 17 番について、15 番伊藤 諭議員。

〔15 番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は、社会民主党・市民連合と、通告している課題、学校完全週五日制実施に伴う具体的対応について心配をしている保護者や市民を代表し、質問を行いますので、教育委員会委員長の誠意ある答弁をお願い申し上げます。

通告書には、学校完全週五日制と書きましたけれども、法律用語では、完全学校週五日制が正しいそうですが、同じ意味だと、こういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

最近のニュースを見たり聞いたりしますと、鈴木宗男衆議院議員の参考人質疑の答弁や、雪印乳業など食品業界の会社ぐるみのごまかし工作など、あきれんばかりの不正、癒着の構造が、これでもか、これでもかと連日続いています。

また、山形においては、山形大学医学部において、下半身が麻痺をするという大変な医療事故を起こしながら、5 年間も隠蔽していた事件が明らかになりました。

私たちの体を維持する食べ物を製造販売している食品会社や、私たちの命を預かる医療機関が、うそをついたり、ごまかしや不正を働いているとすれば、私たちは何を信じて買い物や医療機関に行けばよいのか、恐ろしい社会になってしまったのだと、寒けを催すものであります。

また、国民の代表である国会議員が、私利私欲のため行政に圧力を加え、公平、公正であるべき入札をゆがめたり、ODA などの公的資金を「私」するなどの行為は、許すことのできないものであります。

こうした事件が起こるたびに、子供たちは大人全体、社会全体に対しての不信感を増幅させ、増幅した不信感が子供たちの家庭内暴力や非行化の増加に影響を与えているのではないかと思われてなりません。

そうした子供たちの大人社会に対する不信感を幾らかでも払拭するためには、こうした出来事がなぜ起きるのか、起こさないためにはどうしたらよいのかなど、子供たちと一緒に考えることが、家庭や学校教育の中でも大変重要なことであると思います。

こうした話題を教室で取り上げると、偏向教育と現在の教育行政では言われかねませんが、私はこうした社会現象を正しく見抜く力を養う教育こそ、生きる力をはぐくむ教育であると思っています。

うそをついたり、ごまかしたり、要領よく生きる大人ではなく、正しいことを正しいと言える大人になるための教育が今求められていることを申し上げておきたいと思えます。

さて、学校週五日制は、平成 4 年 9 月から月 1 回の導入に始まり、平成 7 年 4 月から月 2 回実施されてきました。完全週五日制はこうした積み重ねの経験を生かし、21 世紀にふさわしい学校教育のあり方の一環として実施されるものと認識しています。

文部科学省は、完全学校週五日制について、子供や社会全体にゆとりを確保する中で、学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、子供たちに生きる力を育むということを基本にして実施されるものであるとしています。

そして、中央教育審議会においては、完全学校週五日制の実施に当たっては、市町村教育委員会が中心となって、地域教育連絡協議会や地域教育活性化センターなどを設置することにより、地域におけるさまざまな団体と連携し、土曜日や日曜日における活動の場や、機会の提供、情報提供など、多様な学校外活動のプログラムを提供する体制を整えていく必要があることを提言しています。

さらに、こうした方針を受け、平成 11 年度から 3 カ年にわたって、衛星通信利用による子ども放送局推進事業や子どもセンターの設置など 7 項目にわたる、地域で子どもを育てよう緊急 3 カ年戦略、通称全国子ども

プランと言われておりますが、これを推進しています。

このように、国において、国の基本方針や地域における取り組むべき課題を示し、完全学校週五日制に向けて、具体的施策を数年前から実施しているのとあります。

ところが、学校、家庭、地域が連携をして進めていかなければならないと言われていながら、地域にいる私たちに完全週五日制に向けた取り組みがどのようになされようとしているのか、相談も周知もされていないのが現状です。私が住んでいる中央地区は五つの町会、約 300 世帯の中に約 80 人前後の小学生、中学生が生活している地区であります。

私はこの中央地区五つの町会で組織する公民館の主事をしておりますが、地域として完全週五日制に向けた相談や協議があったとは聞いておりません。子供たちのことは学校と保護者に任せてくださいというのであれば、それでも結構ですが、完全学校週五日制に向けた取り組みは、学校、保護者、地域が連帯して進めるべきものであるとすれば、地域との話し合いは必要不可欠であると思います。学校、保護者、地域との話し合いはどのように進めてこられたのかお尋ねをしたいと思います。

こうした地域との話し合いの場は、週五日制へ移行するためだけのものではなく、子供たちの非行防止や子育てなど教育全体について、学校、家庭、地域が一体となって考える絶好の機会であると思います。

少なくとも小学校単位程度に常設の協議機関として組織すべきであると考えますが、地域のかかわり方、常設の協議機関の設置について、どのような見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

常設の協議機関の設置については、現在の P T A の組織を地域、コミュニティの C を加えた P T C A などの組織に発展的に変えるというような大胆な発想の転換も必要なのではないかと思いますが、見解があればお伺いしたいと思います。

本来であれば、学校と保護者と地域の協議の中から、土曜日、日曜日の学校外活動の受け皿をつくり、実施をすることが求められているわけですが、受け皿がなくても、いや応なしに 4 月から完全週五日制は始まります。

少なくとも土曜日、日曜日に子供が参加できる活動、親子で参加できる事業などを、具体的なプログラム、日程を各家庭や地域に周知する必要があると思いますが、どのような実施プラン、プログラムがあるのか、周知についてどのように考えているのかお伺いします。

その場合、中央教育審議会の答申書の中に、特に留意すべき事項として、小学校低学年で土曜日に保護者が家庭にいない子供や障害のある子供などに対して、遊びや文化、スポーツ活動などの学校外活動の場や機会、指導者の確保などにより、これらの子供たちが安心して過ごせるよう特段の配慮が必要であると述べています。

中教審の答申書を引用するまでもなく、当然に配慮すべきことでありますが、本市においては、小学校低学年で土曜日に保護者が家庭にいない子供や障害のある子供に対する対応はどのようになされているのか、お伺いします。

こうした実施プラン、プログラムは、子供たちの土曜日、日曜日の過ごし方の実態を把握し、子供たちの意見や考えを聞きながら進めるべきものであると思います。

現在、実施されている隔週五日制における土曜日、日曜日の過ごし方などの実態調査など実施したことがあるのか、お伺いをしたいと思います。

また、子供や親子で参加できる活動、事業などの計画はすべて土曜日、日曜日が学校外活動のプログラムでいっぱいになることはないと思いますし、いっぱいにする必要もないと思います。当然、家庭で過ごす時間も必要でありますし、完全学校週五日制は、家庭の教育力を回復する絶好の機会でもあると思います。

家庭の教育力を回復するために、例えば、最近は忘れつつありますが、第 3 日曜日の家庭の日を再認識し、第 3 日曜日には部活や学校外活動を計画しないなどの配慮を行い、家庭の日を家庭教育の日として推進すべきと考えますが、見解をお伺いします。

さらに、先ほど申し上げましたように、完全学校週五日制に向けて、国においては7項目にわたる全国子どもプラン3カ年緊急戦略を策定し、取り組まれているわけではありますが、鳴り物入りの取り組みにもかかわらず、その具体的なものが地域では案外知られていません。本市における全国子供プランに関連した事業で、実施されているものがあるとすれば教えていただきたいと思います。

次に、部活動に対する対応はどのように考えているのかについて質問いたします。

完全学校週五日制に伴い、学校の部活動も大きく変わってくると思われませんが、特に土曜日、日曜日の部活動の対応がどうなるのか、保護者やスポーツ関係者のみならず、市民にとって大きな関心事項であります。

こうした中で、昨年9月に開催された県中学校長会において、週五日制の趣旨と生徒の健康面に配慮し、部活動をしない休養日を月に4回設けることを決定しました。具体的な計画によりますと、第2、第3、第4日曜日を休養日に指定し、このほかに各地区あるいは各学校ごとに土曜日、日曜日のいずれか1日を休養日に指定するというものであります。

さらに、校長会長の談話として、中体連などの公式大会はこの限りでないとしながらも、校長の裁量によっては、土曜日、日曜日のすべての部活動を休養日にしてもよいと強調したと報道されています。

また、県の教育委員会は運動部活動は月曜日から金曜日までを原則とし、土・日曜の活動は生徒のゆとりと健康面に配慮する方針を示しています。

こうした県教委の方針や校長会の決定を受けて、本市教育委員会として、土曜日、日曜日の部活動に対する休養日のあり方について、どのような方針を出されているのか、お伺いします。

ここに、中学校、高等学校運動部のあり方に関する調査研究報告書の抜粋を持っておりますが、この報告書は、当時の文部省が中学生、高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議に諮問し、答申されたものであります。

この中学生、高校生のスポーツ活動に関する調査研究は、文部省が初めて行った画期的なものであり、調査対象、調査方法、調査項目の検討から、調査の分析、スポーツ活動の望ましいあり方について、平成7年から平成9年にわたり、3年かけてまとめたものであります。

まさに、これからの中学生、高校生の部活動を含めたスポーツ活動全体を考えるに欠かせない報告書であります。

この報告書の中で、運動部活動の現状における課題についての調査では、生徒は、活動場所が狭い、活動時間が多過ぎる、生徒同士の間人間関係に悩んでいるなどの順に多い課題として回答しています。

保護者は、活動時間が多過ぎる、指導者の指導力の不足、生徒同士の間人間関係の順。

教員は、活動時間が多過ぎる、活動場所が狭い、指導者の指導力の不足の順に多いという結果が出されています。

こうした課題は本市にも共通する課題、問題点ではなかろうかと思いますが、教育委員会として、部活動に対する課題をどのように把握しているのか伺いたいと思います。

また、これからの運動部活動と地域スポーツとの関係のあり方については、運動部活動を学校に残した方がよいと回答したのは、保護者では91%、中学校長では52%に対して、中学校の教員では53%が地域に移した方がよいと回答しています。

なお、生徒に対する設問は、地域に入りたいスポーツクラブがあれば、部活とどちらに入りたいかという質問に対して、両方に入りたいと回答したのが91%でありました。

このような調査結果をもとに、運動部活動と地域スポーツとの関係のあり方については、今後スポーツ施設の質的充実と、住民の視点に立った運営や、学校体育施設の共同利用化、スポーツ指導者の確保と、効果的な活用、スポーツクラブ育成など、地域におけるスポーツ環境整備が求められていることを提言しています。

さらに、地域において活発なスポーツ活動が行われており、しかも学校に指導者がいない場合など、地域社

会にゆだねることが適切かつ可能な場合には地域にゆだねていくことも必要であると提言しています。

しかし、地域社会にゆだねようとしても、地域におけるスポーツクラブの環境が整っていないのが現状であります。したがって、生涯にわたってのスポーツライフを実現していくという考えからも、総合型地域スポーツクラブの育成が求められています。

そこでお尋ねしますが、総合型地域スポーツクラブの育成事業については、平成7年から実施されていますが、本市教育委員会として、総合型地域スポーツクラブについて検討されたことがあるのかどうか、伺いたいと思います。

その場合、課題としてどのようなものがあり、検討した結果、どのような見解に達したのか、お伺いしたいと思います。

あわせて、本市で活動している地域スポーツクラブの現状について教えていただきたいと思います。

次に、についてであります。完全学校週五日制に伴い、学力低下を懸念する声がありますが、こうした学力低下に対する懸念について、どのように対応しようとしているのか、伺いたいと思います。

全日本中学校長会が、全国131の中学校の回答をもとにまとめた、学校週五日制下における体験活動のあり方報告書によりますと、現行の隔週五日制においては、学力は低下していないという調査結果が出ています。

また、新学習要領を決定する際にも、学力低下は来しないと繰り返し説明してきました。

ところが、ことしの1月17日に開かれた全国都道府県教育委員会連合会の総会において、遠山文部科学大臣は、つまずきのある子供には放課後に補習を行い、理解の進む子供には発展的な学習を推奨するようと呼びかけるアピールを発表しました。

これは、学力低下を懸念する声を受けたものであるとしていますが、直接的なきっかけは、昨年12月に発表された世界の15歳を対象にした経済開発機構の生徒の学習到達度調査の結果、読解力の割合が平均にとどまったことに加え、宿題や自分の勉強をする時間が、調査対象国のうち最低だったことから、放課後を利用した補習や朝の読書、宿題や課題を与えることを要請したものと報道されています。

しかも、アピールで要請していることについては、最終的には各学校の判断で行うことと、各学校にその責任を転嫁しています。まさに、文部省時代からの指導はするが責任はとらないという典型的な内容であります。

新学習要領を決定したのは文部省であり、文部科学省が学力低下を懸念されると認めるとすれば、新学習指導要領を見直すことが筋であり、補習や宿題などの小手先で解決するようなものではないと私は考えます。

本市教育委員会として、新学習要領による教育により、学力低下が生ずると懸念されているのか、また、文部科学省の要請を受け、どのように対処しようとしているのかお尋ねし、私の第1問とさせていただきたいと思います。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時10分といたします。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後3時10分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 完全学校週五日制実施に伴う具体的な対応について、お答えいたします。

まず、地域の受け皿はどのように整備されているかという御質問についてでございますが、行政と学校、地域の話し合いの状況についてお答えいたします。

教育委員会では、これまで完全学校週五日制の趣旨の徹底を図るべく、あらゆる会議や研修の場で指導しており、各学校も新学習指導要領への移行措置も含め、さまざまな改革改善に努めてまいりました。

その中で、地域の受け皿づくりについて理解を得るために、学校新聞や P T A だよりの全戸配布、授業参観の全地区民への開放、子ども会育成会連合会での提言、地域の学校づくり推進会議の開催、あるいは教育委員会主催の教育を語る市民の集いでの話題提供と意見交換など、さまざまな場面で取り組んでおります。

さらに、全市的御理解をいただくために、今回の 3 月 5 日号の市報にあわせて、啓発パンフレットを市内全戸に配布しております。

また、お尋ねの地区懇談会については、市内 14 校中 6 校で開催しており、参加範囲は保護者が中心ですが、町会長、公民館長、民生児童委員などの参加を求めている学校もございます。

いずれにしましても、地域の受け皿づくりには、今後とも取り組みを継続するとともに、より効果的な方法について工夫し、家庭や地域の教育力の向上に努めてまいります。

次に、P T A から P T C A への組織改編について申し上げます。

父母と教師の会に地域の方々が参画し、学校と地域が積極的に連携して、地域の受け皿づくりに資する組織に改善しようとする趣旨と理解いたします。

しかし、既に地域の学校づくりなどの事業に取り組んでおり、また来年度から導入する学校評議員制度などが機能することによって、学校と地域の連携はさらに強化されるものと考えております。

次に、土曜日、日曜日の活動の場や機会の提供など、学校外活動の具体的なプログラムを示す必要があるのではないかと御質問ですが、基本は、子供たちが自分の時間を自主的、自発的に仲間や親とどのように過ごすかだと思います。

ただ、何かをしようとしたときに、活動する場と情報の提供が、地域なり行政の大きな役割かと思えます。どこで何をしているか、どんな催しがあるかなどのメニューとスケジュールをプログラムとして提供することが求められていると思っています。

地域や市の情報については、「市報」や「生涯学習のまど」、「スポーツさがえ」の中で定期的にお知らせしています。

さらに、さがえ子どもセンターでは「たまたばこ」を発行し、身近にある活動の場やイベント、催し物の情報を掲載し、幼稚園、保育所、小学校のすべての子供たちに配布して、活用いただいているところでございます。

また、地域の学校づくりの取り組みとして、地区内のイベント情報カレンダーを作成し、配布している学校もございます。ほかにもさまざまな情報が提供されていますが、それらの情報が有効に受けとめられ、活用され、参考となる具体的なプログラムになるよう、今後とも情報提供の仕方や内容の改善に取り組んでまいりたいと考えています。

なお、週五日制に対応した実施プランとの御質問ですが、教育委員会としての取り組みと対応策について、それぞれの協議した内容を校長会等へ知らせております。

また、市民に向けても、今回配布した週五日制の啓発チラシのほかに、施設の情報マップを作成し、全戸に

配布いたします。

週五日制に伴い、特に小学校低学年で土曜日に保護者が家庭にいない子供への対応についての質問がございました。

家庭の環境によって、休みとなる日の子供の過ごし方はいろいろかと思えます。中でも、共働きなどで、親が家庭にいない子供の対応として、保護者の運営によります放課後児童対策の学童保育があるわけですが、これまでのなかよしクラブ、わんぱくクラブ、きらきらクラブに加えて、西根小学校にも新しく学童保育クラブが開設されます。また、学童保育所でも、毎週土曜日に対応した運営を検討しているところです。

次に、家庭の教育力の回復についての御質問にお答えします。

子供が休みになりますと、当然、家庭で過ごす時間がふえることとなります。子供たちが自分の計画で行動することは大切なことですが、親が自分の子供と素直に向き合い、一緒に行動するいい機会としてとらえることも必要なのではないかと思います。

地区の公民館事業や子ども会育成会の事業、地域の伝統行事や祭りへの参加などを通して、より子供との交流を深めることができるのではないかと考えています。

地域で子供たちにさまざまな体験をさせたいと願う親たちが、自主的にグループを結成して、子供と一緒に活動をしている地区などもございます。

次に、全国子どもプランについてお答えします。

全国子どもプランは、平成 12 年度に作成された計画でございます。その中には、子供の自然体験や野外活動などの全国展開の事業を計画しています。

身近には、子ども放送局と子どもセンターの設置があります。本市でも平成 12 年度からさがえ子どもセンターを設けて活動を行っているところです。情報誌「たまたまばこ」を発行し、学習やイベント情報、自然体験やボランティア情報、遊び場や施設を紹介し、大変好評をいただいております。また、ボランティアの協力をいただいて、子どもセンター親子サイクリング等を実施して、親子のふれあいの機会を提供するなど、完全学校週五日制に対応した取り組みを進めているところです。

次に、完全学校週五日制に伴う中学校の部活動のあり方について申し上げます。

まず、現在、全員加入を原則としておりますので、加入率は 100%であります。従来から、部活動の意義は認めつつも、一部には時間的、肉体的な過度の負担、勝利至上主義により弊害的な問題があり、施設の不足から小学校や市の施設を借用している運動部も一部にあります。また、教員の高齢化や担当種目の運動経験のない教員が県内の約半数を占め、実技の指導力不足に苦慮する状況もあります。

さて、土曜・日曜日の部活動に対する市教育委員会としての対応ですが、基本的には、完全学校週五日制の趣旨に照らし、家庭や地域に生徒を返し、豊かな自然体験や文化活動の奨励や、家族とともに過ごす時間の拡大に努めるべきと考えております。

市内中学校では、山形県中学校長会の方針をさらに進め、平成 14 年度は毎週日曜日を休養日とし、土曜日は部活動をしてよい日とする方針であります。完全学校週五日制と相まって、部活動は一つの転換期を迎えており、日曜日は休養日としておりますが、移行期として各種大会等まで禁止するものではなく、各学校の実情を見ながら指導してまいります。

次に、各小学校ごとのスポーツ少年団への参加状況ですが、およそ 2 割の加入率であります。また、総合型地域スポーツクラブは国のスポーツ振興基本計画の中で、今後のスポーツ行政の課題解決のために不可欠な施策として位置づけられ、2010 年までに全国の市町村に少なくとも一つは中学校区程度を単位として創設することとされています。

山形県では、平成 14 年 1 月の県スポーツ審議会の答申を受け、3 月までにスポーツ振興基本計画を策定し、対応を進めておりますが、本市といたしましては、県の計画を受け、平成 14 年度に寒河江市スポーツ振興審

議会に寒河江市スポーツ振興策についての諮問を行い、スポーツ振興基本計画の中で具体的な方策を示す予定であります。その中で、部活動を総合型地域スポーツクラブに移行するための課題や解決策についても検討を進めてまいります。

最後に、学力低下に対する懸念についての対応について申し上げます。

学力低下の心配から、塾通いなどが増加するおそれがあると言われていていることについて、本市教育委員会としては、それほど大きな変化は

ないものと考えており、各学校も同様に予想しております。むしろ保護者、生徒の不安をいたずらにあおるような宣伝や電話によって、高額な学習教材などを買わせることを心配する学校もあります。

いずれにしても、学力低下を懸念する声があるのは事実であり、そのことへの配慮から、過日文科大臣のアピールとして、学びのすすめが発表されたものと思います。

それとの関連で、読書活動と補充学習について、各学校の実態を調査したところ、読書活動については、すべての学校が日課表に位置づけ、主に始業前の朝の時間に行っております。その成果として、読書量や読書好きな子供がふえたこと、学習態度や知識欲の向上、集中力や感性の高揚、語彙がふえ、表現力が豊かになったほか、問題行動の減少にも効果があったとする学校もあります。補充学習についても、朝や放課後の時間を中心に、市内すべての学校で行っております。

その結果、個に応じたきめ細かな指導による基礎基本の定着、わかる喜びを味わい、意欲が高まっている、自分の進度に合わせて自主性が育つなどの成果が上がっている反面、放課後のゆとりのない居残りというマイナスイメージを払拭したいなどの課題もあります。

以上のように、本市においては、文部科学大臣のアピールを待つまでもなく、以前から読書の奨励や個別の補充指導に取り組んでおり、一定の成果をおさめているものと認識しております。

なお、宿題については、学力向上や定着のために、学年に合った指導がなされており、今後もその量と質が適切であるように指導してまいりたいと思います。

学力については、従来申し上げてきたように、共通に学ぶ知識の量は減りますが、ゆとりをもって基礎基本を学習したり、学ぶ意欲や学び方、知的好奇心や探究心を身につけることによって、生きる力としての学力の質を向上できるものと考えております。以上です。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 答弁いただきましたけれども、もう少し議論を深めるという立場から、再質問させていただきたいというふうに思います。

答弁では、いろいろなことをやられている、こういうことのようにありますけれども、いろんな集まり、いろいろな会議が、保護者中心というか、そういうところに陥っているのではないかと。確かに公連協などでも町会長さんや公民館の関係者などで年 1 回、そういう話し合いなんかなされておりますけれども、広がらないというか、広がりが無いのではないかと、そういうところで地域に見えない、こういう状況があるのではないかと、思うんですね。

そこで、そういう話し合いをもう少しきめ細かくやっていく必要があるのではないかと、思うように思っているところです。

今、答弁ありました中で、おととい、市報と一緒に完全学校週五日制がスタートしますというチラシとかパンフレットが各家庭に 5 日の日に配られたようですけれども、この中を見ましても、非常にいいことは書いてあるんですね。いいことは書いてあるんですが、具体的なものが見えないというふうに、率直に言って感じたところです。

その中で、教職員の地域活動への促進、こういうことがありますけれども、学校の先生も、ただ漠然と地域活動への促進、こういうことじゃなくて、学校の先生の中で地域に住んで、地域と密接なところに住んでいる先生もおられると思いますので、そうした方々が核となって、地域の協議会、そういうことを分担して担当して組織していく、あるいは参加をしていく、こういうような具体的な参加の方法なども検討していく必要があるのではないかと。

また、PTA などについても、どうしても PTA というのは学校に来い、学校でいろいろ会議をする、これが今までの PTA のやり方だというふうに思うんです。そこで、PTA のいろいろな専門部ありますね、その PTA の専門部の中に、例えば地域活動推進委員会、そういう部会、委員会を設けて、その PTA の役員が、そういう委員会の担当の役員が地域に入っているいろいろな地域との、先生と地域と PTA と一緒になった話し合いができるような、そういうものを考えていく、こういうことも必要なのではないかと、思うように思います。

そういう具体的な人の配置をしながら、地域と話し合う中で、地域の常設のそういう協議機関、そういうものが出てくるのではないかと、思うように私は思うわけです。

答弁では、学校は評議員会、評議員制度というものをつくるのでという答弁でありましたけれども、これもやっぱり学校内の組織にどうしてもなりがちなのではないかと。この地域に出ていく、地域での組織というか、そういうものをこれからつくっていかないと、本当の意味での学校、保護者、地域の話し合いの場、そういうものが定着しないのではないかと、思うように思います。

そういうことで、もう少しその辺、具体的に検討していただきたいというふうに思います。そうした考え方について、見解をお尋ねしたいというふうに思います。

常設の協議機関が、中学校単位とかそういうふうなことになるのがちなんですけれども、少なくとも小学校単位、その中でも特に寒河江小学校、中部小学校は大所帯というか、大きな学校なわけですから、地域公民館、この単位ぐらいにそういうものをつくっていかないと、本当の地域との連携なんていうものは育たないのではないかと、その辺もぜひ配慮していただきたいなというふうに思っております。

その中で、地域の教育力や家庭の教育力の向上に、そういうものが定着することによってつながっていくのではないかと。まず週五日制に向けていろいろなメニューが考えられているのではないかと。いろいろなことをやっている地域やそういうところもあるわけですので、そういういろいろなメニューを、本当にその地域で何をやるのかということ、具体的に人材あるいは日にち、そういうものをお互いに話し合いをしていく、そし

てできるものからやっていくという工夫、そういう作業が必要なのではないかと思うんですね。

そういう位置づけで、いわゆる文部科学省で言っている地域教育連絡協議会、そういうものをつくっていく必要があるのではないかと。とにかくお互いに知恵を出し合って、汗をかいてそういうものをつくっていかないと、1通のパンフレットや、1回の大きな座談会で、そういうものがつくられるというものではないというふうに思うんです。

先生も大変だというふうに思いますが、学校現場も大変だと思いますが、保護者と各地域の受け皿のあるところから、そういうものを作っていき、こういうことが必要だというふうに思います。

そして、そういう話し合いをする場合、だれがやるのか、そういう人材がいるのか、そういう話が必ず出てきます。そういうためにも人材バンクというか、一定程度、スポーツ活動、野外活動については、寒河江市でも人材登録をしておりますし、生涯学習講座の先生というか、講師になれるような人材の情報もそろえているというふうに思いますが、それをもっと広げて。

例えば尾花沢市の状況がこの前の新聞なんかに出ていましたけれども、手品とか、そば打ち名人とか、茶道、お茶の先生とか、農業の実習なら私が引き受けますと、あるいは野外活動については私がやりますと、そういったもっと幅広い人材、私はこういうものをこの程度やれるという幅広い人材バンクというか、そういう人あるいはスポーツ団体、そういうものを週末に土曜日、日曜日に支援していただけるような登録制度、そういうものを豊富化をしていく必要があるのではないかと。

その人材が登録されたものを社会教育課だけで保存しているのではなくて、学校や地域やそういうところに人材の名簿、登録されたものを提示していく、配布していく、そしてそれを活用していくという工夫なども必要なのではないかとこのように思います。

こうしたことについての考え方があれば、お尋ねをしたいというふうに思っております。

今、いろいろな格好で、4月からいずれにしても土曜日、日曜日の完全学校週五日制が始まるわけで、いろいろな事業や活動の周知については、御答弁あったようないろいろな格好でなされているとは思いますが、しかし、まだまだ不十分なのではないか。その情報なんかも、学校と保護者中心、こういうことになってはいませんか。

確かに、図書館とか地区公民館などにそうしたチラシ、パンフレットなどは置かれているようですが、もう少し広げて地区分館あるいは国では郵便局なんかでも利用すると、こういうような指導がなされているのではないかとこのように思うんですが、そういうもっと公共機関、そういうところにも、そういう情報誌を配布する。そして、いろいろな情報が、いろいろなチラシで来る、こういうことではなくて、子どもセンターでやっている「たまたまばこ」ですか、こういったもの、あるいはもっと別のものでもいいんですが、全体的にまとめた情報、金をかけなくても私はいいと思いますが、そういうものを統一したチラシ、情報誌、そういうものを出す必要があるんじゃないかというふうに思っています。

「たまたまばこ」なんかも見させていただきましたけれども、第5号まで出ているようではありますが、非常にカラフルで、非常に内容もアイデアに富んでいるというか、編集もすばらしい、こういうふうに見させていただきました。

しかし、これは小学校向け、小学校の低学年向けが中心ということで、中学生向けというふうにはなかなか、そういうものもありますけれども、そういうものも含めたものにやれないのか、こういうことをぜひ考えていただきたいのと、こういうふうをお願いをしていきたい。この予算の使い方できないのかどうか、そういうところもあわせてお尋ねをしたいんですが、私の理解では、生涯学習審議会や中教審などで提唱している子どもセンターは、別に小学校や小学校低学年を対象にしたセンターではないというふうに理解しているわけですが、その辺の理解が間違っていれば教えていただきたいというふうに思います。そういう意味での、子どもセンターの活動の範囲、その辺についても教えていただければありがたいなというふうに思っています。

それから、保護者のいない小学校低学年、障害者に対する配慮でありますけれども、学童保育などで検討しておるといふことではなく、もう少し行政側としても、いわゆるボランティア団体などと協調した格好の中で具体的な、学童保育へ押し込めるといふ表現は悪いわけですが、野外活動が、自然活動ができるような体制をつくっていく工夫が必要なのではないかというふうに思っています。

今の放課後の預かっている学童保育のスタッフだけでは、学童保育外活動というのは望めないのではないかと、このように思いますので、これは行政側の援助なり、そういうものがないと、こうした子供たちが学校外、自然を友達にして遊ぶといふような活動がちょっと困難なのではないかというふうに思いますので、もう少し踏み込んだ対応をぜひ検討していく必要があるのではないかとこのように思います。

土曜、日曜の子供たちの過ごし方については、本市ではやっていないということで、先ほどの答弁では触れられていなかったわけですが、文部科学省がことしの1月31日に発表しました地域の教育力の充実に向けた実態、意識調査、こういう報告書が発表されておりますけれども、今までの隔週五日制の中での土曜日の過ごし方のアンケートによりますと、中学生は、ゆっくり休んで寝ていると、これが38%、映画や買い物など街の中へ出かけるというのが36%、小学生の、これは3年生と5年生を対象にしておったと思いますが、5年生の回答ですと、テレビゲームやパソコンをする30%、近所の空き地や公園で遊ぶ32%、これが一番多い過ごし方だ、このように報告をされています。

完全学校週五日制になれば、こうした傾向はますます深まるのではないかと、このように思うわけです。自然体験やそういうものをもっと体験しながら生きる力を身につけさせるというのが、完全学校週五日制の目的であるわけでありましてけれども、こうした目的になかなかそぐわない結果が現実的に起きるのではないかと、このように思うんです。

こういうところをどうするかということが、この実態調査をやることによって明らかになってくるのではないかとこのように思いますが、文部科学省で、国でやった傾向と本市の状況もそれほど変わらないといふふうに思いますが、この状況をどう改善をするのかといふことが求められているのではないかとこのように思います。

特に、中学生の地域における居場所がなくなっているのではないかとこのように思います。特に本市の場合は、児童館が移転をして、ハートフルセンターに来ました、長岡山から。そういう移転によって中学生が、今の児童館にも遊びは何人か来ているようでありましてけれども、圧倒的に幼児ですね、就学前の子供が来ているという状況になっているのではないかとこのように思うんです。

また、長岡山にあった当時は野外の遊び場もあって、そこに2,000人前後の小学校の高学年から中学校の子供たちか遊びに来ていた、そういうものがなくなっている。あるいは、長岡山のスキー場がなくなっただけから、しばらくたつわけでありましてけれども、その後のスキー場はまだ見つからない。

こういったことで、特に本市における中学生の遊び場が、身近な場所がなくなっているのではないかとこのように思います。こうした土曜日の過ごし方や居場所がなくなっている状況を、教育委員会としてどう思っているのか伺いたいと思っております。

家庭教育の日の問題ですが、自主的にそういうものに参加してと、こういうことになるわけでありましてけれども、最終的にはこのようになるというふうに思いますが、先ほど1問で申し上げましたように、家庭教育の日なんだと、こういう啓発、あるいは教育委員会として、そういう第3日曜日を設定すると、そして積極的に家庭の日としていろいろなことを家庭の中で考えてください、こういう啓発運動などをしてはいかかというふうに思うんですが、自主的にということだけでなく、積極的にそういうものにふれていくという取り組みが重要なのではないかとこのように思っておりますが、いかがでしょうか。

部活動に対する対応でありますけれども、日曜日は休養日という考え方だといふふうに受けとめたのでありますけれども、県の教育委員会は、土曜・日曜日は原則休養日、このようにあります。やっぱり日曜日だ

けでは完全学校週五日制の趣旨が生かされなのではないかと私は思います。

県内でも、酒田市の教育委員会では、部活動は平日に限定するということを決めているようでありまして、中学校の学区ごとに地域スポーツ団体の組織化を支援していく、そして事故に対する保険なども研究をしていくというような話を聞いております。土日は部活はやらない、こういうことを決めている教育委員会も県内で既にあるわけですね。

そういうことから、部活については土日は休養日を原則とするということにすべきなのではないかと私は思うんですが、再度、見解をお伺いしたいというふうに思います。

あと、総合型地域スポーツクラブについては、順次ということでありまして、すぐというふうにはならないと思いますので、国の方針や、この問題は県議会でも取り上げられまして、県でも国の方針に従って、総合型地域スポーツクラブを地域につくっていくと、全市町村に設置されるよう積極的に推進していきたい、こういう答弁もしておりますので、ぜひ10年間ということではなくて、できるだけ条件の整ったところから実施していく、あるいは整備をしていくということで、ぜひお願いをしておきたいというふうに思っております。

学力低下に対する問題でありますけれども、本市においては、文部科学大臣がアピールを出す以前から、読書会とか補習などを行っているという話を聞いたわけでありまして、これはすべての学校だということですが、これは自主的にやられているのか、あるいは全児童が、何というか、強制という言葉は適当ではないと思いますが、全児童が参加して、こういう読書会や補習などやられているのかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

以上で2問を終わります。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 基本的なことを私から補足しまして、それから担当課長の方から具体的な問題についてお答えを申し上げますが、この完全学校週五日制については、いろいろ背景があるわけなんです、端的に言って三つほどあるというふうに考えております。今までの学校教育がともすれば画一的、硬直的になりがちであるというふうなことが第 1、そして第 2 番目には、家庭や地域社会の教育力が低下して、学校教育に過度に依存する傾向が日本の教育に見られるというようなこと、そして 3 番目には、今日の子供たちに自然体験とか社会体験、あるいは生活体験というふうに言ってもいいと思いますが、それが極めて少なくなっているというふうなこと。

そういう背景があって、具体的には子供たちに、第 1 に児童生徒に生活にゆとりを持たせようと、第 2 には家庭における親子のふれあいの時間をもっと持とうと、そして第 3 番目には自然に親しむ活動や体験的な活動をさせること、それから 4 番目に地域活動、文化活動とかスポーツとかあるいは奉仕の活動とか、地域でできることがたくさんあるわけですが、そういうことに参加させようというふうなことを考え、特に自主的に、子供の意思で参加するというふうな体制をつくり上げていこうというのが、このたびの考え方のポイントではないかというふうに思っております。

こちらですべて受け皿をつくって、それに乗せていこういこうというふうな形になると、子供たちは逆に遠ざかっていくと、勉強のさせ方もそうです。勉強しろしろというふうな形で持っていくよりも、もっとうちの仕事きちっとやってその後に勉強をやった方がいいというふうに、これは一つの手法なわけですけども、何か子供たちが逆にそれから遠ざかっていくというふうな。

今、学力低下の問題で一番問題にされているのは、先ほど OECD の話あったわけですが、学びからの逃避、子供たちが勉強するということから逃げるという姿勢が一番問題だというふうに言われているわけです。それは何かというと、すべてこちらでおぜん立てをして、それに子供たちを乗せて、ある程度の力をつけてやろうというふうな根本的な考え方が強過ぎるのではないかというふうなことで、そういう考え方を変えていこうじゃないかという大きな教育運動であるというふうに私は感じております。

だから、したいときに、ちゃんとした場があって、そこに適切な指導者がいるということが理想なわけですが、そういった人材バンクなんかも整えながらやっていかなければならんという、議員のおっしゃる御提言は本当に大事だというふうに思っておりますけれども。

そういったことで、土日の過ごし方を自分で考えて、自分で活動して、自分で学んで、自分で楽しみをつくって、そして自分なりに新しい価値を見出していくというふうな子供たちに育てていきたいというのが私たちの考え方でありまして。

具体的な問題、地域の学校づくりとかありますので、担当課長の方から答弁するようにしたいと思います。以上です。

佐藤 清議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 それでは、地域の受け皿づくりの中の御質問で何点かお答えしたいと思います。

まず 1 点目に、子どもセンターのことがございました。子どもセンターは御案内のように全国子どもプランの中で、寒河江でも子ども放送局とあわせて子どもセンターを設置して活動しております。特に子どもセンターは、運営協議会のメンバーといたしまして、小学校の先生や子ども会育成会の方、そして公民館活動推進員、子育てサークルのお母さんなど、その方をメンバーとした協議会で運営しているセンターでございます。

主な活動としては、答弁にもございましたように、情報誌「たまたまばこ」の発行、それから親子で一緒に参加できる、そういうふうな自主的な事業、それを大きな事業として取り組んでおります。

センターの「たまたまばこ」については、春夏秋冬、旬な情報をお届けしたいということもありまして、それぞれボランティアのスタッフでございますけれども、その方が本当に喜ばれるいろんな事業イベントを一生懸命集めてまいりまして、それを情報として「たまたまばこ」で提供していると、そういうふうな形でございます。

もう一つは、家庭の日についてございましたので、それは第 3 日曜日を家庭の日にする運動というのは、昭和 40 年代、青少年非行が急増しまして、大きな社会問題になったということを受けて、青少年育成国民会議の呼びかけで始まったものというふうに思っております。

今日的な課題とする家庭教育力ということは、常日ごろからの親と子の触れ合い、それが今、大切なこととして求められていると思いますので、この当時の運動と同じ特定の日を家庭の日とした運動、それ以上のことが、今、日々、常日ごろの家庭の日が求められているというふうに考えておりますので、それに合わせた親子の活動や遊びの場所やイベント情報など、そういうものを自然体験、スポーツ教室などの情報を一生懸命提供することが家庭の日の設定につながっていくのではないかとこのように思っているところです。

あともう一つ、地域での活動への支援について御質問ありましたので、手持ちで持っている資料といたしまして、白岩にはぬくもりの里白岩という活動がございます。地域全体で子供たちの健やかな成長、それから明るく住みよいまちづくりを目指しての地区民総参加の活動を行っています。

また、醍醐地区なんかでも、親が集まって親子の自主的な活動、そういうふうな活動を地域で取り組んでくださっているという事例などもございます。そんなことで各地域での活動を支援するのが仕事かと思っております。

最後にもう 1 点、人材登録のことございましたけれども、寒河江でもかつて人材登録表を持っておりまして、それを活用しているんなことを情報提供してきた経過がございますけれども、尾花沢であるように、認定表を交付してまいりました。今現在は、そういういろんな情報を手持ちに持ちながら、生涯学習の支援事業などの中で講師の紹介などをしながら、地区から講師の派遣要請あったときに、講師への支援を補助しているというふうな活動で、今、地域活動を支援しているというのが現状でございます。以上でございます。

佐藤 清議長 学校教育課長。

草苅和男学校教育課長 それでは、私の方から学力低下問題にかかわって、読書と補充の本市内の様子であります。強制かどうかということがございましたが、これは強制ということではなく、学校の教育計画の一環として、朝自習というのが位置づけられておりますけれども、その朝自習の中で、例えば火曜日は読書の時間とか、あるいは水曜日は計算のドリルの時間とか、こういう中で実施しているのがほとんどでありまして、中には中間休み、2 時間目、3 時間目の間ではありますが、中間休みに必要な子供たちを個別指導するという補充の場合もありますし、放課後、これも必要な児童生徒に対して補充を行うという学習も行われているということで、決して強制で行っているということではございません。以上でございます。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 ありがとうございます。

教育長がおっしゃっていることは、そのとおりだと私も思うんですね。子供たちが自主的に自発的に自分の判断で自然と触れ合ったり、いろいろな体験をするというのはそのとおりだというふうに思うんです。

ところが、実際、地域でいろいろな計画をして、子供たちを集めて子供たちと相談をしようかと思っても、なかなか特に中学生になりますと、そういうものにさえ集まってこないという実態があるわけなんですね。そういうことで、地域だけで中学生を集めるというのは限界があるというふうに、私の少ない経験からは思っているんですね。

そういうことで、地域で集める場合なんかも、学校の側の協力あるいは P T A の協力がないと、地域ではなかなかそういうものが、作りたくてもつけれないというのが実態なのではないかというふうに思うんです。

そういうことで、P T A、学校、地域、そういうものをきめ細かな協議会、そういうものをつくっていく必要があるのではないかと。そういう中でこの中学校の子供たちを参加させながら、自主的な計画、そういうものに地域で支援できるものがあれば支援をしていく、こういうふうに進んでいくのではないかというふうに思いますので、その辺のこともぜひ理解をしていただいて、相談があれば協力をしていただきたいなというふうに思っております。

そういう中でお尋ねをしたいんですか、先ほど示した教育委員会が出したチラシの中に、教職員の地域活動参加の促進と、こういうふううたっています。具体的にどのようなことを教育委員会としては想定しているのかお尋ねをして、質問を終わらせていただきます。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 学校ではということに、教職員の地域活動参加の促進というふうに書いたわけですが、これは今まで学校の職員が、うちと学校だけの往復で、何か地域の活動に対して参加が非常に少ない。つまり、教職員といえども地域の一員だということもっと自覚を強めていただいて、そして一般の会社員とか皆さんと、地域の人と一緒に活動する、そのスタイルをもっと強めないとだめだということをお願いしているわけです。

ただ具体的には、部活動の指導者なんかですと、土日もなく指導するというふうなことで参加できないということがあるわけですが、今度、日曜を部活動をしない日というような、あと土曜日も、土日としないことが大原則なんですけど現実的には行われているわけなんです、でも少なくとも日曜日は子供たちにとって休養日にしよう。そして、もし土日とやった場合は月曜日はきちっと休養日とするというふうな、そういう線を具体的な現実的な決め方をしているというところでございます。

そういった意味でこれから、そういう部活動の問題なんかもクリアしていけば、地域活動への参加が強まってくるのであるというふうに私は考えているところです。以上です。

平成 14 年 3 月第 1 回定例会

散 会 午後 4 時 0 3 分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。